平成25年第3回朝日町議会定例会会議録(第3号)

平成25年9月13日(金曜日)午前10時00分開議

議事日程(第3号)

第 1 一般質問

第 2 認定第1号から認定第9号まで及び議案第53号から議案第56号まで (委員会付託)

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 認定第1号から認定第9号まで及び議案第53号から議案第56号まで (委員会付託)

出席議員(10人)

- 1 番 加藤好進君
- 2 番 水間秀雄君
- 3 番 笹 原 靖 直 君
- 4 番 西 岡 良 則 君
- 5番蓬澤博君
- 6 番 水野仁士君
- 7番長崎智子君
- 8 番 大森憲平君
- 9番水島一友君
- 10番 稲村 功君

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

町 長 脇 四計夫 君

副 町 長 竹 内 寿 実 君 教 長 永 井 孝 之 君 育 まちづくり推進統括監 大 井 幸 司 君 兼商工観光課長 企 画 政 策 室 長 嘉博 小 杉 君 総 務 課 長 Щ 崎 富士夫 君 財 務 課 長 大 村 浩 君 住民・子ども課長 中 島 優 君 健 康 課 長 清 水 明 夫 君 林水 産 課 長 小 川 雅 幸 君 建 設 課 長 君 坂 弘 文 次 君 会 計 管 理 者 谷 宗 あさひ総合病院事務部長 崎 秀 行 君 Щ あさひ総合病院事務部次長 寺 崎 昭 彦 君 在宅介護支援センター所長 宇 田 速 雄 君 署 消 防 長 谷 優 君 教育委員会事務局長 水 島 康彦 君

職務のため出席した事務局職員

 事 務 局 長 道 用 慎 一

 主 査 吉 田 朗

開議の宣告

議長(水島一友君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程の報告

議長(水島一友君) 本日の日程は、町政に対する一般質問及び上程案件の委員会付託であります。

町政一般に対する質問

議長(水島一友君) これより、きのうに引き続き、町政に対する一般質問を行います。 質問は、お手元に配付してあります文書表の順で行います。

なお、ご承知のことでありますが、最初の質問及び答弁は登壇して行い、再質問及び再質問に対する答弁は自席でお願いをいたします。

それでは最初に、笹原靖直君。

[3番 笹原靖直君 登壇]

3番(笹原靖直君) 皆さん、おはようございます。また、テレビをごらんの方、皆さん、 おはようございます。

それでは、3番、笹原靖直です。早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、安心・安全なまちづくりについてであります。

新消防庁舎についてでありますが、東日本大震災から2年半がたち、いまだ福島原発の放射能や汚染水漏れなど深い傷跡を残し、多くの問題を抱えながら、先の見えない状況が続いています。

2年前の10月に、滋賀県で4泊5日、地方財政コースの研修にて、岩手県遠野市・本田敏 秋市長の講義を受けてまいりました。沿岸被災地域への後方支援活動として、現実のものと なった平成19年度の構想についてであります。

その内容は、昨今の大規模災害において、支援機関を受け入れる態勢、支援物資の収集搬送機能、情報収集広報機能、活動部隊への指示命令系統など、多くの課題が残されています。 今後30年以内に99%の確率で、宮城県沖地震が発生すると予想されています。 岩手県沿岸は、有史以来多くの津波被害を受けており、被害に対する支援体制の構築が求められています。予想される地震災害や津波による被災に対し、速やかに対応できる後方支援拠点施設が必要であると考えたのであります。

遠野市は、岩手県内の内陸と沿岸の中間地にあります。三陸沿岸にも内陸にも道路網が整備され結節点となっています。遠野市の地質は花崗岩で安定しており、災害に強い地域となっております。

こういうことから、後方支援拠点として、その重要性を強く認識し、有事に備えてまいりました。地震・津波災害における後方支援拠点整備に、消防庁舎や多目的体育館等の整備に力を入れてきたことです。平成20年5月には、三陸地域地震災害後方支援拠点施設の充実に向け、防災へリコプターが最大30機程度利用できるようにする。また、隣接地に後方支援棟の建設を提案し、国に早期整備提案へ働きかけたのであります。

当初この構想を練り、提案時には、県は、遠野市・本田市長に対して、遠野市は体育館を建設したいだけでしょうと言われたそうであります。しかし、結果として、2011年3月11日に、できればあってはならないことが現実に起きました。しかし、この取り組みにより、震災翌日には、大槌町に支援物資を輸送し、2日目には釜石市へ支援物資を輸送開始し、まさしく三陸地域地震災害後方支援拠点施設として重要な役割を果たし、今も復興へ欠かせぬ役割を担っているのです。それゆえに、遠野市の取り組んだ地震・津波災害における後方支援拠点整備が高い評価をされているわけであります。

私が強く述べたいのは、朝日町の防災対策は大丈夫なのかということであります。備えあれば憂いなし。憂いなければ備えなし。最もだめなのは、憂えても備えなしということであります。

町長も議員も震災後、釜石市へたら汁の炊き出しに行き、震災の悲惨さを目の当たりにしてきました。町長は、震災後には、町民の生命、財産を守るべき安全・安心についての重要さや、特に消防の広域化については、1市2町での広域では不十分であると力説され、随分熱い思いで語られ、議会と議論をされた経緯がありました。

その後の防災対策として、町当局から消防庁舎にかかわる提案がないのですが、今日、既 に忘れたかのよう見受けますが、そのことが不思議でなりません。

何より懸念しているのは、耐震基準に満たない消防庁舎についてであります。その新消防 庁舎の必要性について、改めてお伺いいたします。

また、新消防庁舎の建設地についてと今後の計画を示していただきたいと思います。

【答弁:	町長】

次に、魅力あるまちづくりについてであります。

4月に商工観光課が設立され、約半年を迎え、どのように機能しているのでしょうか。また、企業誘致や企業支援について、この間、どのように取り組んできたのかお伺いいたします。また今年度、町長を初め町当局の、地元企業回りについての取り組みについてもお聞かせ願いたいと思います。

【答弁:商工観光課長】

あわせて、ハトムギなどを使用したオリジナルな商品開発にかかわる研究費の支援等は施 策に取り入れないのでしょうか。

【答弁:農林水産課長】

次に、町民の要望についてであります。

泊駅前が、昨年末からあさひまちバスが運行され、今まで以上に混雑しています。また昨日、西岡議員のあさひまちバスに関して質問した中で、町が今後継続していくことを明言されました。

町民の方々から、乗用車の乗り入れなど混雑し、危険性が高く、苦情が来ております。駅前駐車場を含む抜本的見直しを早急に検討し、改善すべきと考えますが、当局の見解を伺います。

【答弁:建設課長】

以上について質問いたします。
よろしくお願いいたします。

議長(水島一友君) ただいまの笹原靖直君の質問に対する答弁を求めます。 脇町長。

〔町長 脇四計夫君 登壇〕

町長(脇四計夫君) 笹原靖直議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、件名1の新消防庁舎についての部分について答弁をさせていただきます。 消防の任務を遂行する上で、消防庁舎は人員、車両とともに消防力の1つであり、そのか なめであると認識をしているところであります。

現在の消防庁舎につきましては、昭和53年に町の防災拠点施設として建設をされております。これまで、職員の増員、車両の増車など消防力の充実に努めてまいりましたが、建設から34年が経過し、事務所、車庫スペースが手狭となっております。また、議員ご指摘のとおり、耐震基準は満たしていない状況にあることから、新たな場所での整備について、これまで議会にも報告をいたしてまいりました。

さらに、本年3月30日に新川地域消防組合において消防業務が開始され、消防の広域化が 図られているところであります。

広域後の消防業務を円滑に遂行するための方向性や取り組みを定めた新川地域広域消防運営計画で、朝日消防署に水槽車を配備するとともに、消防庁舎を移転新築すると盛り込み、その計画を総務省に提出しております。そのことによって、国の財政支援が受けられると考えております。この国の財政支援を受けるためには、平成29年度末までにこれらの整備を完了する必要があることも、議会にご説明をしてまいりました。

広域となった朝日消防署は、朝日町全域を管轄すると新川地域消防組合の条例に明記されていることから、建設場所につきましては、朝日町の地勢などを考慮して場所の選定をすることが重要であると考えております。

消防庁舎の位置要件につきましては、災害現場までの到着時間の短縮、格差是正が図られ、 幹線道路へのアクセスが容易であること、また地震・津波等災害発生時に防災拠点施設とし ての機能が確保できる場所であること等が重要であると考えております。

今後のスケジュールにつきましては、新庁舎の機能及び性能並びに消防団の訓練施設等を 考慮した適正規模の算定を行い、建設候補地の選定につなげたいと考えております。黒部市、 入善町など近隣市町の取り組みも参考に、計画的な整備に向けて協議を行い、財政支援の期 限内に消防庁舎の整備を図ることを考えているところであります。

【質問:件名1に戻る】

議員の残余のご質問につきましては、	担当部署より答弁をさせます。

議長(水島一友君) 次に、件名2、魅力あるまちづくりについての要旨(1)、(2)を、大井 商工観光課長。

〔商工観光課長 大井幸司君 登壇〕

商工観光課長(大井幸司君) 笹原靖直議員の件名2、魅力あるまちづくりについての要旨 (1)、商工観光課について、(2)、企業誘致や企業支援についてお答えいたします。

商工観光課では、観光振興、交流事業、並行在来線対策、新幹線開業関連対策、そして企業誘致を初めとした商工業振興などの業務を総合的に取り組んでおります。ことし、これらの総合的な取り組みとして、黒部市が中心となり、北陸新幹線の開業を見据えた社会実験として、あす9月14日から運行されます「にいかわ観光地周遊バス」の企画にも参画をしております。

また、糸魚川市が中心となり、新潟・長野・富山県の6市町村が連携して周遊型観光商品の開発を進めることなどを目的に、8月5日に設立されました「北アルプス日本海広域観光連携会議」にも参画し、今後の北陸新幹線の開業に向けて、広域観光施策を推進していくこととしております。

新しい課が設置されたことによる効果を最大限発揮できるよう、業務を遂行してまいりたいと考えております。

企業誘致や企業支援につきましては、町長のトップセールスとして、4月に関西朝日会の 役員会のご尽力もいただき、2月に開催されました企業立地セミナーにおいてお会いした企 業のうち、今回は医薬品関係に絞って、大阪市内にあります企業を訪問し、朝日町をアピー ルしてきたところであります。

会社役員からは、南海トラフ巨大地震を初めとする災害に対して、災害の発生に備えてリスクを分散することを検討していることや、新規の防災工事には膨大な費用を要することなどの話を伺ってまいりました。

今後は、日本海側への新工場進出に関する情報などを素早く入手し、朝日町の災害に対する安全性や豊富な水資源、充実した交通網、安定した電力供給などをセールスポイントに、 誘致につながるよう企業訪問を行ってまいりたいと考えております。

5月中旬には、産学官連携による医療機器の研究・開発に取り組んでいる東京都内の2つの大学と企業を訪問し、当町において機器の製作をしていただくよう要請してきたところであります。

また、町内企業数社を回り、町の支援制度、融資制度などを説明するとともに、意見交換

をしております。

中には、国の助成を受け、事業化に向けた研究の着手認可を受けた企業もあり、町として 支援できないかを検討しているところであります。 9月中に今後の具体的な進め方などにつ いて協議を行うこととしております。

そのほか、今年度、富山県が主催するとやま企業立地セミナー、名古屋セミナーと東京セミナーにも参加し、積極的に企業誘致活動を行ってまいります。

企業誘致は、活力あるまちづくりには欠かすことのできない重要な課題であります。新規の誘致をすることは大変厳しい状況でありますが、今後とも企業訪問を積極的に行い、朝日町のよさをPRU、1社でも誘致できるよう活動を推進してまいります。

また、既存町内企業の生産規模の拡大、雇用の拡大に向けて企業の育成や支援など諸施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

【質問:件名2に身	える】

議長(水島一友君) 同じく件名2、魅力あるまちづくりについての要旨(3)を、小川農林水産課長。

[農林水産課長 小川雅幸君 登壇]

農林水産課長(小川雅幸君) 一般質問、笹原靖直議員の件名2、魅力あるまちづくりについての要旨(3)、商品開発にかかる研究費についてお答えをさせていただきます。

町では、農業の複合化による経営の安定化を図るため、平成22年度よりハトムギの栽培を始めております。また、農業・商業・工業が連携をし、町の活性化に資するため、生産したハトムギの活用策として、町が発起人となりまして朝日町ハトムギ協議会を設立し、ハトムギ茶を特産品として開発し、平成23年4月から販売してきたところであります。

また、飲料以外の商品開発に向け、ハトムギを使用した新たな特産品を模索してまいりました。具体的には、イベントの際に、ハトムギ粉をクッキーやスコーンなどとして町の菓子店にて試作をしていただき販売をしているほか、食彩あさひでは蒸しパンやポン菓子などを試作販売していただいております。

しかしながら、ハトムギ粉の価格が小麦粉と比べ割高となることから、商品としての販売 には至っていないところであります。

らくち~のにおきましては、ハトムギを焙煎し粉砕した粒を使用したシフォンケーキを昨年の10月から販売しており、リピーターも多いことから、今後本格的に販売を進めていく予定と伺っております。

そのほかに、ハトムギを使用した食品として、ハトムギの殻をとった白い粒をハトムギご飯やスープ、ハンバーグとして毎月学校給食に使用しており、今後も継続していく予定としております。

また、ハトムギ以外では、食彩あさひが、農林水産省の第5回地産地消給食等メニューコンテストにおいて、バタバタ茶飯に山菜等の7つの具入り巾着 「七福々露」と申しますが を載せました弁当が外食・弁当部門の食料産業局長賞を受賞するなど、商品開発に地道に取り組んでこられた結果、実を結んだものであります。

しかしながら、一方では失敗作も多いと伺っております。関係者の皆様方には、いろいろと試行錯誤を繰り返していただいておりますが、なかなか商品化に結びつかないことから、町といたしましても、商品開発を進めていくための研究費の支援が必要と考えているところであります。関係者等へ呼びかけをいたしまして、提案や要望等があれば予算の確保に向けた検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

	【質問:件名2に戻る】

議長(水島一友君) 次に、件名3、町民の要望についてを、坂口建設課長。

〔建設課長 坂口弘文君 登壇〕

建設課長(坂口弘文君) 一般質問、笹原靖直議員の件名3、町民の要望についての要旨(1)、 泊駅前周辺の整備についてお答えをいたします。

平成5年度に都市計画事業の一部として完成いたしました泊駅前広場は、一方通行でロータリー方式の町道泊駅前広場線と、泊駅利用者の送迎者用として短時間駐車を目的とした駐車場10台分を備えております。

また、平成24年12月から、京都大学の社会実験として運行を始めたあさひまちバスは、通勤・通学者の移動手段として活用されるよう、泊駅を発着する電車のダイヤと連携しており、8月末現在で、延べで4,046人の利用があります。

このあさひまちバスは、当初、駅前正面で乗降場所を設けて利用者の利便性を図っていた ものの、自家用車で送迎される方々に支障があるとのことから現在のタクシー待合室前に移 動されたようでありますが、この乗降場所も自家用車での送迎に支障となっているとの声を 聞いております。

急速に高齢化を迎えている当町では、生活交通手段の確保や地域の活性化、環境対策としても地域公共交通の確保・維持は非常に重要であると考えており、あさひまちバスは社会実験終了後も町で引き続き運営していくこととしております。

このことから、泊駅を利用する方々が、バスなどの公共交通機関や自家用車の送迎がスムーズにできるよう、公共バスも含めた町の公共交通体系、さらには新幹線開業とともに地元の足として運行が始まる並行在来線も考慮して、利用しやすい運行に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

【質問:件名3に戻る	3]

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

笹原靖直君。

3番(笹原靖直君) それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、新消防庁舎についてであります。

町長、私も23年の3月の定例会で、当時このことに関して質問させていただきました。当初は24年度に基本設計し、25年度には建築に向けてという話。今の答弁を聞きますと、6月定例会もしかりなのですが、29年度中にという言葉だと思うのですが、あえて私は遠野市の取り組みを申し上げたのは、今、やっぱり耐震基準に満たないということの危惧から、隣町では9月に入りまして、1年前倒しで防災施設の整備を行うということであります。これが基準を満たしておればこういうことは言わないのであって、やっぱり本当に、「備えあれば憂いなし」という言葉をあえて使わせていただいたのはそういう意味であります。

私は、これがそのまま29年度まで、その期間にですよ、あってはならないことですが、万が一今の消防庁舎に支障を来した場合、これは、脇政権における人災だと思うんですよ。それくらいの危機感を持っております。

ぜひ1年でも2年でも前倒しして私は取り組むべきだろうと思います。土地の場所も今明確になっておりません。そこらあたりを、もう一度、町長の真意を聞かせてください。 議長(水島一友君) 答弁を求めます。

脇町長。

町長(脇四計夫君) 震災はいつ起こっても不思議でないこのごろとなってきているという 思いは、議員と同じではないかなというふうに考えております。

今ほども答弁をいたしました。29年度までが国の財政支援があるということであります。 議員もご承知のとおり、今年度、来年度、大きな事業も予定していること等から、まず建設 場所の選定等もありますので、29年度ということになるのかどうか、あるいは私は1年でも 早くそのような建設にこぎつける努力はしていかなければいけないと考えているところであ ります。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

笹原議員。

3番(笹原靖直君) 朝日町は、確かに今、図書館や五差路周辺、あるいはパークゴルフ等々で大型事業を抱えております。

でも町長、優先順位を間違ってもらっては困るわけであって、私らもよく研修に行かせて

いただきますが、必要なものは当然やらなくてはいけないわけであって、お金のかかること 云々はありますが、でも必要なものはやらなくちゃいけないわけであって、これが、今、消 防庁舎は必要なものであるというふうに私は認識しておるわけであります。

ぜひ、ここで「ああだ、こうだ」と言うわけにはいきませんけれども、やっぱり町当局として必要なものを、認識を深められまして、一日でも早いタイムスケジュール、土地の選定も含め、並行してやるべき町の責務であると思います。

繰り返しますが、これもまさしく人災ですよ。ご存じのように福島の原発も、やっぱりあれ、こういった問題が出る前に、地震よりも津波に対して不十分ではないかという意見も、指摘されておりました。結果としてこういった状況になったわけでありますが、今まさしく町として取り組まなければならない公共事業の最優先課題というのは、私は消防庁舎であるということを申し上げながら、ぜひ踏み込んで、年度内にでも土地の選考等々に、ぜひ検討委員会も踏まえながら取り組んでいただきたいと思いますが、もう一度、町長にお伺いいたします。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

脇町長。

町長(脇四計夫君) 私も議員が言われるとおり、先ほども述べましたが、町の重点課題の 1つであるというふうに認識をしております。やらないということは、一度も答弁したこと はございません。

以上です。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

笹原議員。

3番(笹原靖直君) とにかくしっかりとしたスケジュール、具体的にいつごろまで用地に ついてとか、建設については29年よりもう少し前倒しするような形で進めていただきたいと 思います。

次に、2番目の、商工観光課ができまして、いろいろ今、大井商工観光課長から聞きましたが、今必要なのは、4月に設立されてまだ半年足らずではございますが、今すごく感じるのは、企業訪問を含め、営業マンの育成というふうな形であったと思っています。

ぜひ積極的に、今までにない形で営業活動をしていただきたいというふうに思っておりますし、後半に向けて実のある活動をお願いしたいと思っております。

3番目の商品開発にかかわる件についてであります。

実は町長、この件はもう私、3年ほど前から、ハトムギに関して商品開発を提言申し上げております。今現在、氷見市では、金沢大学と連携をしながらハトムギエキス等々で「透白美人」やいろんな物をつくり出しておるわけであります。当時、3年前に私の知人もまた金沢大学とエコ関係で提携してやっておりまして、相談したことがあって、そういうことも委員会で申し上げたのですけれども、要は何かといいますと、笹原さん、朝日町の場合は、ぜひ、富山県というのは漢方の県であるから、そういう医療関係、漢方関係と、後は地元の大学、そして地元の飲料水等々で研究をされたらいかがですかという提案も受けておりました。

そういったことも、もちろん3年ほど前から委員会では申し上げておることでありますが、 ぜひそういった、やっぱり研究費という項目の中で地元飲料水や、あるいは大学等々に研究 費を与えながら、より商品価値のある物を生み出すということも必要ではないかということ で申し上げております。

そしてまた、ハトムギなどという質問をしておりますが、私はそのハトムギ、農産物にかかわらず、魚介類もありますでしょうし、またものづくりという立場から産業の部分もあります。それとまた、朝日町にはあさひ総合病院がありますし、医療関係における研究費というものもあると思います。それも大学と連携するということも1つの方法かなというふうに思っておりますし、そういった意味での幅広い研究費を計上してやればいいのではないかというふうに思っておりますので、ぜひそこらへんも、町長はどういうふうに構想を描いておるのか、よろしければお聞かせ願いたいと思います。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

脇町長。

町長(脇四計夫君) 冒頭、担当課長のほうから答弁をいたしました。ハトムギ茶につきましては、それぞれのところで努力をしておられる。私もシフォンケーキを予約いたしまして職員と一緒に食べさせていただきました。大変おいしい物でありますので、ぜひ議員各位にも一度食していただければなと。あるいは、町民の皆さんにも、らくち~のに行かれたときはぜひお口にしていただいて、もっとよりよい物になれば一層いいなというふうに考えておるところであります。

それから、議員、今、漢方についての研究という話をされました。幸いなことに、町内に は漢方の権威の先生もおられるということでありますし、休耕田等を活用できるような町の 産業になるようなものになれば一層いいなということでありますので、来年度以降、そのよ うな方向で、また検討をしてみたいと考えているところであります。 議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

笹原議員。

3番(笹原靖直君) ぜひ積極的な、研究費という項目の中でいろいろと、あるいは企業への支援も含んだ、農業や漁業、そういったところにも当てはまるような形で支援をしていただきたいと思います。

研究費というのは、どちらかといったら先行投資という形になると思います。ちなみに、私の、3年前、金沢大学と連携している友人に、「いや、研究費っちゃ、どれくらいなもんけ」という本当に愚かな質問をして失笑されました。というのは、研究費というのは、お金を出せば必ず物ができるというものではないということを指摘されました。ほんのわずかな金額でも開発ができるところはできるし、大金をつぎ込んでも何もできないことは往々にしてあるということでありました。金額大小にかかわらず、わずかな金額でもそういった町の誠意と企業育成、あるいは農業、漁業、あるいは病院の問題も申し上げましたとおり、そういった形で町の姿勢というもの、先行投資という思いで、ぜひ前向きに取り組んで、地元企業、またいろんな形で町の活性化になるようにつなげていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、駅前周辺の整備についてであります。

今本当に、ロータリー方式で一方通行ということでありますが、考えられるのは駐車場、 そこを少し縮小しながらということも1つの案ではないかなというふうに思っていますし、 ぜひ27年度、新幹線開業とともに、きのう西岡議員が言われた南口の問題もありますが、そ ういったことをトータル的に、今すぐもしできないとしても、そういった青写真を描きなが ら検討していただきたいと思います。

ぜひ前向きに取り組んでいただくことを要望しながら、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

【水野議員の質問へ	移る)

議長(水島一友君) それでは次に、一般質問、水野仁士君。

〔6番 水野仁士君 登壇〕

6番(水野仁士君) 6番の水野仁士です。さきに通告してあります件名につき質問をいた します。

朝日町の基幹産業である農林漁業政策についてお尋ねをいたします。

まず、農業から。

政府は、農地中間管理機構(仮称)、別名「農地集積バンク」とも言う、これを設置する 関連法案を今秋の臨時国会に提出するとのことですが、通れば、農地中間管理機構を各都道 府県に設置し、規模拡大による効率的な農業経営の実現を促し、2014年度の運用を目指すと のこと。

この機構についての説明と、町は今後どのようにかかわっていくのかお知らせください。

【答弁:農林水産課長】

次は林業ですが、手をかけても費用対効果のない山林。共有林であるため人任せ。そのため、誰も手入れしない山、荒れ放題になっている森林、手入れもされないスギの立木、自分の山と他人の山との境界もわからない山の持ち主。半分ぐらいが、朝日町の山林は、今述べたような状況ではなかろうかと思います。

果たして、このような状態で、朝日町産木材として市場へ流通させる商品木材があるのかお知らせください。また、活力ある林業に向けた取り組みをお聞かせください。

【答弁:町長】

続きまして、漁業についてですが、漁業者にとって近ごろの燃油価格の高どまり、長引く 魚価安、魚からの、子どもを含め消費者離れ、加えて従業者の高齢化、経営の苦しさは増す 一方です。それを束ねる漁協も体力が落ちてきているのが現状であります。

町として強い水産業づくりの政策があるのか、お尋ねをいたします。

	【答弁:農林水産課長】

2番目、治安対策の防犯カメラの設置ですが、県は9月の補正予算案で防犯カメラの設置補助金を計上したとのことです。この補助金を活用し、ぜひ犯罪抑止につながります治安対策や安心・安全のため、駅前や複合施設建設予定地である五差路周辺に防犯カメラの設置をお願いいたしたいと思います。町の考え方を聞かせてください。

【答弁:	総務課長】

続いて、地元要望について。

山崎地内にある棚山台地の遊休地は四、五年前ごろに利活用の話がありましたが、地元と 合意に至らずと聞いております。その後の利活用の方策があるのか、お尋ねをいたします。

最後に、山崎運動公園駐車場のグラウンドの件でございます。

駐車場のためますの土砂の撤去の確約を自治会にされ、まことにありがとうございました。 少し甘えて注文させていただけますれば、グラウンドと山崎神社の境界に、朽ちかけてい る桜の老木が五、六本あります。これが自然現象で倒れた場合、処理を願いたく、またグラ ウンドを取り囲んでいる側溝の手直しをお願いしたいものです。この件もよろしくお願いい たします。

【答弁:農林水産課長】

以上をもって質問を終わります。	

議長(水島一友君) それでは、ただいまの水野仁士君の質問に対する答弁を求めます。 脇町長。

〔町長 脇四計夫君 登壇〕

町長(脇四計夫君) 水野仁士議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

農林水産の課題から町民の安全の問題、そして地域の要望と幅広いご質問をいただきました。

私のほうからは、件名1の農林漁業政策についてのうちの要旨(2)であります活力ある林業づくりについてお答えをさせていただきます。

朝日町の森林面積は総面積の約85%を占めております。また、そのうちの多くが国有地であります中部山岳地帯の土地であります。山林のうち、民有林につきましては約7,000へクタール近いものがあります。そのうち人工林、植林をしている面積は約2,000へクタールということで、大半がタテヤマスギであります。

森林は木材の供給のみならず、水源の涵養だとか災害の防止、生物多様性の保全、あるいは今大きな問題になっております地球温暖化防止等の効能・効果を持っております。その山林を保全するということは、ますます重要になってきていると認識をしています。

議員ご指摘のとおり、残念ながら木材の価格が低迷をしているだとか、あるいは地主の皆さんの管理がおくれているだとか、あるいは林業に従事される皆様方の高齢化等、また課題もたくさんあります。さらに加えて、長年木材価格が低迷しているというふうなことから、自分の森林がどこまであるのかというふうな森林境界の不明確化などが朝日町の山林においても課題であるというふうに考えているところであります。

共有林や個人所有の山林の間伐、あるいは枝打ちなどについても十分ではないのではないかなというふうに考えておりまして、町としては、これまで県単独の森林整備事業、あるいは間伐事業等を導入して支援をしているところであります。

具体的には、平成20年度から24年度の5カ年間の間伐実施面積を見ますと、約350ヘクタールとなっておりまして、市場への間伐材の搬出量は、そのうちの3分の1強、2カ年間で1,300立方メートルで、本年度は500立方メートルの搬出を予定しているところであります。

町では、間伐材等の搬出に努めることで、一般住宅や公共施設への朝日町産の木材の利用を推進してきているところであります。公共施設に関しましては、あさひヒスイ海岸パークゴルフ場の管理棟や施設内のトイレ、また朝日中学校の内装材として活用しております。さらに、現在建築中の五箇庄地区多目的施設及び保育所におきましても、朝日町産の木材を使

用することとしております。

このほかにも町が独自で取り組んでいる施策といたしましては、昨年度から、森林資源の 循環利用の促進及び保全を図り、森林所有者への利益還元を行うということで間伐事業を推 進することを目的とした朝日町間伐材利用促進対策事業や、今年度から新たに、地元産材を 使った積み木セットを、町内で赤ちゃんが生まれたときにお祝いとしてお贈りをしていると ころであり、いずれも好評をいただいているところであります。

平成23年度から、緊急雇用重点分野雇用創出事業等によりまして、森林整備を効率的に実施し、境界を保全するため、山林所有者及び境界、面積等のデータ整理や、公図を用いた山林の合成図面の作成を実施しておりまして、本年度中には町内の山林情報を全て整理することができると考えているところであります。

今後とも、各種の林業事業を展開する中で、地元や新川森林組合とも連携・協力しながら 朝日町の森林整備に努めてまいりたいと考えておるところであります。

【質問:件名1に戻る】

残余のご質問につきましては、担当部署のほうから答弁をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

.....

議長(水島一友君) 同じく件名1、農林漁業政策についての要旨(1)、(3)及び件名3、地元要望についての要旨(1)、(2)を、小川農林水産課長。

〔農林水産課長 小川雅幸君 登壇〕

農林水産課長(小川雅幸君) それでは、一般質問、水野仁士議員の件名1、農林漁業政策 についての要旨(1)から説明をさせていただきます。

農地中間管理機構への町の取り組み方について。

国では「攻めの農林水産業」の実現のため、生産現場の強化策として、今後10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の実現を目指しております。その内容といたしましては、離農農家の農地や耕作放棄地の利用権を取得し、地域の中心となる農業経営体にまとまった形で貸し出す機能を備えた中間的な受け皿である「農地中間管理機構」、いわゆる農地集積バンクの設立に向けて検討が行われております。

これは各都道府県単位で設定され、事業としての農地の集約化に配慮しての利用権の再配分や、ほ場の大区画化等の基盤整備を所有者の負担なしに行うことが予定されているところであります。

具体的な実務については、機構から市町村への業務委託により、市町村を中心に動かすことで検討されているところであります。

また、農地が滞留することのないよう、利用することが著しく困難な場合は借り入れを行わないことや、借り入れ後、一定の期間内に貸し付けの見込みが立たないといった場合には賃貸借契約を解除することができる等のルールを設ける方向で検討されているところであります。

しかしながら、その実効性については、現在のところ不透明な部分も多く、今後、情報の 収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

当町におきましては、平成24年12月末の農地流動化率は44%となっております。農作業受委託も含めると集積率は60%に達していると推測され、順調に担い手への農地の集積が進んでおるところであります。

しかしながら、土地が連担され、作業効率がよくなるように集積・集約がされているかに ついては、貸し手・借り手や集落間の問題もあり、クリアすべき課題となっているところで あります。

また、平成24年12月末で約13ヘクタールあります町内の耕作放棄地については、そのほとんどが中山間及び市街地に存在する未整備農地であり、担い手に大きな負担がかかることか

ら、借り入れされることなく、解消が困難な状況にあります。さらに、耕作者の高齢化等による離農により、今後ますますこのような農地は増えていくことが懸念されているところであります。

町といたしましては、機構が設立された際には、その運営を、昨年度町が作成をいたしました人・農地プランとも連係させ、担い手へ最善な方法で農地が集積・集約されるよう努力いたしますとともに、耕作放棄地についても農地中間管理機構の機能を生かして、解消に結びつくよう検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

【質問:件名1に戻る】

次に、要旨(3)、強い水産業づくりについてお答えをいたします。

水産業は近年、燃油価格の高騰、魚価の低迷や水産物の消費量が急減しており、朝日町沿岸の両漁協においても組合員数の減少や漁業従事者の高齢化比率の増加傾向が続き、漁業者にとっては厳しい経営環境にあるものと考えております。

水産庁では、資源管理・漁業経営安定対策、また水産物の加工・流通促進対策、漁村の活性化・多面的機能発揮対策、漁船漁業・担い手確保対策、そして増養殖対策など、次年度の強い水産業づくりのための総合対策に向けた予算概算要求の柱として掲げておるところであります。

朝日町では地域特性を踏まえた活性化対策として、製氷の購入費用を補助することで鮮度の高い魚介類の購買を促進する「鮮魚品質管理促進事業」や、魚市場で流通する朝日町産の魚介類の品質及び入札額を見届け、朝日町産魚介類の購買が促進されるための企画を展開する「あさひ産おさかな推進事業」、そして水産庁の交付金を活用し、子どもから大人までの町民が地元の魚介類、郷土食を味わい、触れ合う機会の提供へとつなげ、消費浸透を図る「水産多面的機能発揮対策事業」に取り組んでおります。これら3事業の展開を着実に進行していくことにより、漁業、流通、消費の3分野の有機的な連携を構築し、町水産業全体の魅力向上や情報発信につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

このため、今議会において、水産業に関連する流通促進対策として、町内両漁協より連名で要望のありました朝日町漁協保冷車更新への補助や安心・安全な漁港整備の促進のため、宮崎漁港における耐震・耐津波診断費用の負担金を計上させていただいたところであります。 なお、耐震・耐津波診断につきましては、診断の結果により、必要があれば富山県におきまして改善工事を行う予定であると伺っているところであります。

次に、件名3、地元要望についての要旨(1)、棚山台地の利活用についてお答えをいたします。

現在、棚山地域におきましては、基盤整備された区域では牧草を主に栽培しておられますが、未整備区域では猿等の有害鳥獣による被害を受け、耕作放棄による遊休状況となっているところであります。

これらの遊休地に対して、町は山崎地区から棚山台地の遊休農地の利活用対策に関する要望を受けておりましたが、具体策のない状況が続いておりました。

このような中、平成19年1月に、全国農業協同組合連合会富山県本部 いわゆる全農でございますが から委託を受けた業者から朝日町に対して養豚工場施設導入の依頼がありました。これを受け、町では棚山台地の遊休農地の解消を図るため、山崎地区に対しまして養豚場の建設を提案し、地権者や周辺町内会、自治振興会と協議を重ねてきた経緯がございます。

平成20年には山崎地区の方々も含め、県外の先進地視察も行われ、導入に向けた協議を進めてまいりましたが、結論といたしまして、施設の排水対策や建設予定地が飲料水の水源地に近いなど、解決すべき課題が多いことから条件が整わず、建設計画が中止になったものであります。

その後、地区からのお話は受けていないところでありますが、このような状況の改善に向けまして、町といたしましても、関係機関や関係者と協議をし、遊休農地の解消に向けた調査・検討が必要であると考えているところであります。

次に、地元要望についての要旨(2)、山崎運動公園周辺整備についてお答えをいたします。 山崎運動公園は、昭和3年に設置された遊園地が始まりであると伺っており、その後、第 3期山村振興農林漁業対策事業によりまして、地域住民の定住環境づくりに寄与することを 目的とした山村広場として整備をいたし、昭和58年に完成をいたしております。現在も、地 区行事や、地域住民の方々のスポーツやレクリエーションの場としてご利用いただいており、 地域の交流の場として活用されているところであります。

町では、山村広場の完成の翌年に、地元と朝日町山村広場管理運営委託契約書を締結いた しまして、その契約書に基づき、大きな修繕や電気料、水道料及びし尿処理につきましては 町で行うこととしており、また施設の維持管理につきましては、これまでどおり、地元に管 理をお願いしてまいりたいと考えているところであります。

また、ご質問をいただきました水路等の修繕につきましては、町で実施することとしておるところでありますが、グラウンド周辺の桜の伐採につきましては、現状を精査後、地元と協議の上、対応方法について今後検討してまいりたいと考えております。

以	\vdash	で	ご	ざ	l, '	ま	す	

【質問:件名3に戻る	5]

議長(水島一友君) 次に、件名2、治安対策についてを、山崎総務課長。

[総務課長 山崎富士夫君 登壇]

総務課長(山崎富士夫君) それでは、私のほうからは、件名2、治安対策についての要旨 (1)、防犯カメラの設置についてお答えをいたします。

近年、全国各地におきまして防犯カメラの設置が進んでおりますが、県内でも強盗事件の容疑者逮捕につながる事例があるなど、事件の解決や犯罪の抑止に大いに役立ってきているところであります。

町内における防犯カメラの設置状況につきましては、銀行や郵便局などの金融機関やコンビニエンスストア等のほか、町関連施設におきましては、泊駅前の駐輪場やサンリーナ、ふるさと美術館等に設置をしております。

このように、防犯カメラが主に設置される場所としては、銀行や郵便局などの金融機関やスーパー、コンビニといった商業施設などが挙げられますが、最近では、会社等の事務所や事業所、さらには一般家庭でも設置が広まるなど、防犯意識の高まりとともに、その普及が進んできているものというふうに認識をしております。

こうした状況の中、富山県では9月の補正予算におきまして、「緊急地域防犯設備整備モデル事業」として、防犯カメラの設置補助を計上されたところでありまして、去る9月9日には各市町村に対し、県による説明会も開催されたところであります。

防犯カメラの設置に当たっては、設置場所の選定はもとより、メンテナンスやデータ管理、 プライバシーへの配慮といった課題もありますが、事件の解決や犯罪抑止力の向上につなが る手段として、その効果は極めて高いものであるというふうに思っております。

町では、現在整備を進めております新図書館や五差路周辺施設へのカメラ設置を予定しているほか、今後とも、犯罪のない、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るため、県の補助制度の活用なども視野に入れながら、防犯カメラ設置の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

		【質問:件名2に戻る】

再開いたします。	
	(午前11時01分)
〔休憩中〕	
	(午前11時15分)

議長(水島一友君) この際、暫時休憩いたします。休憩時間は約15分とし、11時15分から

議長(水島一友君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) しょっぱなから大変いい回答をいただきまして喜んでおるわけです。 ありがとうございます。

再質問になるかならないかはわかりませんが、一応ちょっとだけ再質問をしたいと思って おります。

この、仮称ですが、農地中間管理機構、これは私に言わせますと、TPPに対しての政策 だと思っておりますが、そこらへんの感じは、課長、どういうふうに思っている部分ですか お聞かせください。

議長(水島一友君) ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

小川農林水産課長。

農林水産課長(小川雅幸君) もちろん、今後10年ということで目的を明示しておりますし、 集約率を8割まで持っていくということで、かつ大型ほ場にしていこうという政策でありま すので、米の、いわゆるコスト削減を念頭に置いた、まさしくTPPと並行した農林水産省 の政策であろうかというふうに考えております。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) 朝日町をとってみましても、放棄地が13ヘクタールあるというような話でございます。そういう中で、まず出し手側、またそれを受け継ぐ、この農地中間管理機構へ持っていく。また、それを機構から貸し付けするというような形かと思います、この機構は。

そこで、出し手側の整理を、これは町がされるのですか、それとも農協、あるいは土地改良、そういったところが主役となってやっておられるのか、そのへんをちょっとお聞かせください。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

小川農林水産課長。

農林水産課長(小川雅幸君) 農地の貸し出しについては、ご承知のとおり、賃貸借契約というもので、農業委員会を通していただきましてやっているわけでありますが、これは、個人で申請されるものと今」Aみな穂でやっていただいているものの二通りでございます。

その中で、入善町では農業公社というものを通じて100%やっておられるというふうに聞いておりますが、そこには当然ながら貸し手側も借り手側も手数料が発生するわけでありまして、そういったものが朝日町の従来の金に基づいた貸し借りと整合性がとれるかどうかというところも1つ課題として残っているかなと考えているところであります。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) 朝日町にはそういった農業公社がないわけですよね、今言われたよう に。そうすると、それを前面に出してやられるところというのは、農協さんが、みな穂の朝 日支店がやられるのか、それとも当町のほうで整理されるのか、そこらへんをお聞かせくだ さい。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

小川農林水産課長。

農林水産課長(小川雅幸君) 一応、県に農林水産公社というものがありまして、そこが基本的にはメーンになるわけですけれども、実務としては、今ご質問のように、市町村におりてくるということでございますので、町といたしましては、みな穂農協という1つの母体もありますし、従来どおりのやり方である程度整理していければいいかなというふうには考えておるところであります。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) 形態的には農協は1つになっております。しかし、行政、機関が違う わけでございますので、できれば農業公社の設立等々も考えてみられてもいいんじゃなかろ うかと思いますが。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

小川農林水産課長。

農林水産課長(小川雅幸君) 農業公社につきましては、その意味とはまた別の観点で幾つ か議会よりご質問を受けておりまして、その方向では検討しておりますが、今の中間的受け 皿、イコール、町の公社という部分については、若干課題もあるのかなということで、検討 を今後させていただきたいというふうに思います。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) では今度、中間管理機構から貸し付け側、言ってみれば受け手側の話ですが、この施策とかを見ておりますと、農業法人、大規模家族経営、企業もこの貸し付けを受けられるというような格好になっております。そういうことで、従来のような農業のやり方では、今までの方々のような農業経営の思いではなかなかやっていけないんではなかるうかと。というのは、企業もこの受け手側に入るということになっておりますと、ちょっと心配事があるのですが、そこらへんはどういうものでしょうか。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

小川農林水産課長。

農林水産課長(小川雅幸君) 確かに農地法の改正によりまして、農地として利用するには一般企業も入れるということで制度改正になったところであります。そういった意味では、中核農家の育成というものを朝日町では人・農地プランの中で今推進させていただいて、先ほど申し上げましたように、実質60%程度の流動化が達成されております。あと、最終目標としては8割ということでありますので、この部分については農業委員会も含めて人・農地プランの中で推進していきたいというふうに考えております。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) わかりました。

そこで、このプランから行きますと、水田、それと畑作、これについては基盤整備をして 1町田というのですか のような田んぼ、あるいは畑作に持っていきたいというような形 になっておるかと思います。

そこで、基本的には農業従事者 1 人当たり平均10ヘクタールの耕作をというような、集積というような文言になっておるかと思いますが、果たしてこの朝日町でそういうことができるのかどうか、お答えをお願いいたします。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

小川農林水産課長。

農林水産課長(小川雅幸君) 今のご質問、経営面積が10ヘクタールを超えても大丈夫かというふうなことでよろしいでしょうか。

議長(水島一友君) 水野議員。

6番(水野仁士君) そうではなくして、農業従事者1人10ヘクタールというような、例えば農業従事者がそこに3人おれば30ヘクタールというような形の田んぼの面積になると、果

たしてそれが朝日町でできるのかということでございます。

議長(水島一友君) どうぞ。

農林水産課長(小川雅幸君) 失礼しました。

一応、今現在町が進めておりますのは、1枚当たりの面積が1へクタール単位の水田の、 ほ場の再整備でありまして、朝日町の北側部分では、それは可能かというふうに思いますが、 山側部分へ行きますと、どうしても高低差が大きいものですから、これが例えば横に広がる 成形ですとか、必ずしも正方形でない形のほ場整備もあろうかというふうには考えておりま す。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) わかりました。

これ以上言っておっても、また通告しておるわけでもございませんので。一応、ひな形は来ておるかと思います。

それでは、それに関連した話ですが、先ほど笹原議員も商品開発ということで言っておられました。そこで、10カ年戦略のこの話の中で、農林水産加工物の付加価値、これを農・商連携をしながら地産地消、6次産業化ということもうたっておるわけでございます。そういう中で、先ほどハトムギの話、それと食彩あさひのいろいろの話になっておりました。

そういうことで、農業あるいは林業、それと水産物で、やっぱり朝日町も6次産業化といいますか、そういったような取り組みも考えていただけないかなということで質問をします。 どういうものでしょうか。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

小川農林水産課長。

農林水産課長(小川雅幸君) それぞれの、農林水産業の6次産業化に向けましては、きのうのTPPのお話もありましたように、富山県というのは、生産する一方であると。その結果、TPP等で関税が撤廃されれば被害額も大きいということで、その被害額を、少しでも農家の利益、水産業者の利益に還元していくという意味では、商品の付加価値を上げていくという6次化につながる産業の起業というのは必要になってくるというふうに思っておりますし、それぞれの分野でいるんな研修会ですとか、そういったものも開かれ、農業者、漁業者、林業のほうに関しましても、そういった事業の説明ですとか照会、またそういった事業に取りかかるための各種の会合が開かれているというところで、今後朝日町に合った6次産

業としては何なのかというのは、まだ模索しているという状況にあります。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) 大いに調査・研究をしていただきたいと思います。

それと、この農地中間管理の、農地集積バンクの関係ですが、朝日町には放棄地が13へクタールあるという話でございます。これも正規の畑、または水田になるように努力をしていただきたいと、かように思います。

続いて、今度は林業の関係でございます。

町長さんには、懇切丁寧に答弁していただきまして、まことにありがとうございます。

そこで、安定的にですよ、朝日町産の木材を供給できるような状況であるかということを ひとつお聞きいたします。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

脇町長。

町長(脇四計夫君) 需要が広がっていないことから、現時点での、供給の面での物はあると。少なくとも、朝日町の人工林全でが搬出できるところばっかりではないと思いますが、80万立米あるというふうな中で、私の思いとしては、これからやっていかなければいけないものとしては、その朝日町産の木材、先ほども冒頭の答弁でも言いましたが、杉材ですが、それの需要を広げることが大切かなというふうに考えています。

それで、水野議員は、農地中間管理機構がTPP対策ではないかというふうな思いを先ほど言われました。実は政権政党、議員の所属の政党ですが、この問題だけではなくして、医療の面だとかいろいろの面で最近検討を始められておって、その文書が、私どもが手にとることができるようになってきているというふうな中で、私自身は昨日の答弁でも述べましたが、TPPには反対でございます。しかし、今、農業、林業、そして医療を守るために政権政党に対して住民が求めておる要求を実現させていく好機でもあるかもしれません。

私は、そういうふうなことから、地元国会議員を初めとして、町民の皆さんの要望を国会議員に上げていくというふうなことも私の仕事ではないかなというふうに考えているところであります。林業についても、林業従事者の励みになるような政策があればまた提案いただいて、一緒に行動をしていきたいなというふうに考えているところであります。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) 町長の言われるように、今、我々現場といたしましては、党派にかかわらず、やはりそれなりのことに対処していくような施策を今の政府にも私らが訴えていきたいなと思っておるわけです。私もそう思います。

そこで、今度、何年前からですか、森林の境目、これはわからん方も結構おるわけです。 そういう中で、町の森林の境目というか、公図等々の話で、朝日町の森林の境目というか、 公図になったようなものが何かできそうという話ですが、それは一体どういったものでしょ うか。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

小川農林水産課長。

農林水産課長(小川雅幸君) 先ほどもご説明を申し上げましたが、森林のはっきりしていなかったのは、山公図と言われるものがございます。これが、まず、1つになっていないと。小字単位で1枚、1枚なわけです。それを組み合わせまして、合成公図というもので一帯の山をまず確認するという作業を始めました。その中に、所有者データと面積データを打ち込んだものを今作成しております。これが、先ほど申し上げましたように、今年度中に朝日町の民有林が全て完成する予定となっております。その後、今度は、いわゆる林班図というものと、昔の航空写真ですね。それを照らし合わせながら、ある程度の目標境界を算定いたしまして、最終的には、当然ながら隣接の境界立ち会いをしていただいて、それをGPSで確実なものとして図面に落としていくという作業になるわけですけれども、今までは1つ1つ境界を確認するにしても、公図の調査から始めておったわけですけれども、そういったものを集約しまして、なるべく早く隣接立ち会いをしていただいて、境界を決めていただけるための下準備というものを今整えたということでご理解いただきたいと思います。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) 大いにそれは期待をいたします。

そこで、その公図ですが、例えば共有林の山があると。何のたろべい外何名というのがあります。その中に、ただ約束事で入っておられる方はおられると思います。そういったような細かい話まではわからんと思いますが、そこらへんをお答えください。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

小川農林水産課長。

農林水産課長(小川雅幸君) 共有林につきましては、生産森林組合等々の名前で登記され

ておるかと思いますけれども、そこの構成員の中までは、当然取り引きがあれば調査しなければいけませんが、今は林班の境界ですので、そこまでは入っておりませんし、公図の中に明記しています所有者につきましても、何々生産森林組合というふうに明記してあるところでございます。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) それでは、朝日町間伐材利用促進対策事業と先ほど課長のほうから言われましたが、これはどういったような事業ですか、ちょっとお知らせください。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

小川農林水産課長。

農林水産課長(小川雅幸君) これは、従来は、間伐材というのは捨てられておったわけです。切り倒して、そのまま山に入っておったわけですが、それらを、森林組合を通して間伐材も利用しようという結果として、例えば先ほど申し上げましたように、朝日中学校の腰板になるとかいろんな汎用性が出てきまして、間伐材も、いわゆるお金になるようになってまいりました。

ただ、従来は、間伐材を出すには山の持ち主の個人負担も発生しておったわけです。そういったもので、個人負担の持ち出しまでをして間伐をするというところになかなか行き着かないということで、山を整備するための間伐促進の1つの策として、間伐していただいた場合は1ヘクタール幾ら、1立米当たり幾らということで、町のほうで補助金を出すことによって山の整備を促進していただくというためにこの事業を創設させていただいております。議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) そこで、まず、この間伐材で、間伐材といいますか、五箇庄地区の今の多目的の新築をされるところに朝日町の木材を使うということですが、これは何立米といっていいのか、何工区といっていいのか、相当五箇庄のこの建物に使われるのか、ちょっとお聞きいたします。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

小杉企画政策室長。

企画政策室長(小杉嘉博君) 今、五箇庄小学校の跡地施設を建てているのですけれども、 ちょっと手持ち資料がございませんので、後ほど答えさせていただきたいと思います。 議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) はい、いいですよ。

それでは、漁業に行きたいと思っております。

いろんな中で、漁協も体力的にすごく落ち込んでおるわけでございます。そういう中で、 町が、漁業基金がございました。その基金を取り崩して保冷車の一部を補助していただくと いうことは、まことによかったんじゃなかろうかと私は思います。基金もただ積んでおくだ けでは意味がないと思っていますので、当局は大変ないいご判断をされたんじゃなかろうか と思っています。

そこで、昨今の子どもが魚離れをしておるということでございます。そこで、教育長にお伺いしますが、昨年、漁協の肝いりで子どもたちの舌を、魚に親しんでもらうというような形かと思いますが、たら汁の昼食会を開かれたと。私らも、そこへ試食に行ってまいりました。そういう中で、あれがまた今後、子どもたちの魚離れを食いとめる1つの方向かなと思っています。

そこで、こういったようなことをことしもまた何か企画されておるのですか、お聞きいたします。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

永井教育長。

教育長(永井孝之君) 子どもの給食関係でありますけれども、今年度は漁協さんのご協力によりまして、魚に関しては、ヒラメの放流をあさひ野小学校の五、六年生の子どもたちに体験活動としてさせていただきました。それから、今水野議員ご指摘の、昨年度行われたたら汁についてでありますけれども、今年度、給食では、今月の18日にサザエご飯を小・中学生全員、2小学校の1中学校ですけれども、食べていただこうということで、漁協さんの配慮によって準備が整いつつあります。それから、昨年度行いましたたら汁の振る舞いについては、今この時期まだ少し暑いですので、少し涼しくなり寒くなり、熱いものがおいしくなる秋深まったころにもう一度やろうではないかという計画ができております。これも多分実施していただけるものではないかなということで、昨年度以来、漁協さんにはいろいろお世話になって、教育委員会のほうでも大いに感謝をしているところであります。

以上です。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) これも、漁協さんとの提携によってですが、持続性あるようにひとつ やっていっていただきたいなと思っております。

それと、きのう、加藤議員が代表質問の中で言っておられた貝類の、何といいますか、貯蔵のような話を課長も答えておったわけですが、もう一度、その件についてお伺いいたします。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

小川農林水産課長。

農林水産課長(小川雅幸君) きのうの加藤議員の質問にも答えましたように、あくまでまだ構想段階でございますけれども、特産品、ブランド品としたい貝類の安定的な供給をするためにはこういった施設も必要であろうということで、今漁協のほうでも検討いただいているというところで、まだ実施を、いつするという段階ではございませんが、こういうものを念頭にブランド化と並行して作業を進めていくという考え方であります。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) これは、ちょっと実務的なことはわかりませんが、そこで養殖というか、育てていくというような、そういうものではなくして、一時的にストックヤードといいますか、ちょっとかかえておくというような、そういうような施設の物でしょうか。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

小川農林水産課長。

農林水産課長(小川雅幸君) きのうのご質問は、養殖も念頭に置いてということだろうと 思いますが、まずは体力的なものも加味しながら、ブランド化を推進するための最善策とし て、まずは一定期間貝類を貯留すると申しますか、そういう形で考えておるというところで す。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) そこで、漁業協同組合長が、何といいますか、ヤナギバチメのブランド化というようなことも言っておったと思います。そこで、それにエールに応えるようにして、県知事が来られたときにも、さきの組合長にひとつ、そのヤナギバチメのブランド化というようなことも言っておられたわけですけれども、このヤナギバチメというのは、当町の

漁協で相当の漁獲量があるものですか。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

小川農林水産課長。

農林水産課長(小川雅幸君) ちょっと今、漁獲量の調査は、データを持ち合わせておりませんので申しわけありませんが、富山県内でのヤナギバチメの水揚げ量というのは、非常に 宮崎漁港は多いというふうに伺っておるところであります。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) 貝類、ヤナギバチメ、そういったようなことも含めて、また漁協との話し合いをひとつ大いにしていっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、今度は防犯カメラ。

これも拙速に、急に質問をしたような形になっております。この前、入善署と朝日町交番 所の合同交番ブロック会議がありまして、その中で出た話でございました。そういうことで、 早速前向きに取り組んでいただきまして、ありがとうございます。

聞きますと、データ管理がなかなか難しいようですけれども、そのデータ管理についてどう考えておられるのかお答え願います。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

山崎総務課長。

総務課長(山崎富士夫君) カメラでありますけれども、ご承知のとおり、防犯カメラ、いわゆる犯罪の抑止の役割と、それから犯罪行為の証拠の記録ということで両面性を持って、ある意味、ジレンマがあるような両極端な面があるわけでありまして、その場所であるとか使い方等についても、ただ単につければいいというものではないということでありますけれども、先ほど言いましたように、そういった設置が進んでおります。

一方、プライバシーの問題等もあることから、その設置に当たっては非常に慎重な対応を 求められるわけでありますが、今おっしゃったそのデータの管理につきましても、カメラの 性能等にもよります。例えばハードディスクでの管理、それから S D カードでの管理、そう いったことで、その解析度においても若干差が出てくるというような指摘もございます。

取り締まり当局、警察のほうでは、より精度の高い管理というか、記録の保存ということ も求められておりますけれども、そのあたりになりますと、価格にどうしても影響が出てま いります。先ほど県の補助の話もいたしましたが、県が補助対象として想定しております額と、その制度というのはかなり値段との乖離があったりして、どういった物をどういうふうにつけるかということも、これから問題になってくると思います。

データの管理もさることながら、その維持費、それから、まずもってその設置の場所、その設置の形態、それからその設置主体の意識といいますか、ただいたずらにつけるということでなくて、地元のある程度の了解等がなければ、今言ったようなプライバシーの問題もあることから、どこにでもつけるというわけにはいきませんし、民家への配慮とかそういったこともございます。

いろんなことから、ある意味、積極的に取り組みはしてまいりますけれども、拙速な設置にならないような気遣いもしていく必要があると。データにつきましても、その管理、今言いましたように、どういった物をつけるかということもあわせて、広くこれから検討して、前向きには取り組んでいきますけれども、そのあたり慎重な対応をしていきたいというふうに思っています。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

6番(水野仁士君) 大いにひとつ研究・調査をして、取りつける方向でお願いを申し上げます。

それでは、地元要望の山崎の棚山台地の、四、五年前、課長の答弁にもございましたが、 それ以後、地元のほうからも要求は出ておらんというような話です。それで、どうというこ とはないのですが、やはり地元もどうしていいのかわからない状態でございます。そういう 中で、できれば町としても何かの方向性を出していただきたいなというか、そういう思いで 話をしました。

ひとつ言わせていただくならば、雪の深いところなものですから、太陽光発電というようなこともちょっと言っておった方もおられますが、というような考えもあります。

そこで、町として何かひとつ方向性を出していただけないかと思いますが、どういうものでしょうか。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

小川農林水産課長。

農林水産課長(小川雅幸君) メガソーラーにつきましては、私どもの中でも話題としては 出しておったところですけれども、農業の担当課でございますので、いわゆる耕作放棄の対 策方について、今後検討させていただきたいというふうに思います。 議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

水野議員。

6番(水野仁士君) それでは、最後の山崎の運動公園の件です。

早速土砂を上げていただき、けさ見てきましたら、土砂が上がっておりました。そういう ことで、ありがとうございます。

昔、昭和3年ですか、あそこを整備したときに立てた、老木の桜の木が山崎神社との境界に立っておるわけで、朽ちておるわけです。そういうことで、自然に朽ちた場合でも、ひとつ町のほうで対処願えないものでしょうかと。

それと、あそこをつくってから30年以上たっておるわけで、そこの横に側溝が入っております。側溝も大分埋まっておるような状態なものですから、ひとつそのへんのご配慮もよろしくお願いいたします。

そういうことで、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長(水島一友君) さきほどの質問に対する答弁を求めます。

小杉企画政策室長。

企画政策室長(小杉嘉博君) 先ほど、失礼いたしました。

現在、五箇庄小学校の跡地施設につきましては、保育所、そして多目的施設、体育館ということで整備を進めているところでございます。現在、基礎工事等、あと給排水関係の工事を進めているところでございますけれども、先ほどの木材の使用量でございますけれども、体育館については強度の関係で集成材を使うので、そこは使えないのですけれども、保育所と多目的施設、自治振興施設になりますけれども、そこで町産材については122立米を使うと。これは柱材、そして腰板などといったものでございます。それを使うことによって補助事業の採択もできるということでございます。町産材は、ちなみに山崎のほうの木材を使うということでございます。

以上です。

	【稲村議員の)質問へ移	,る】

議長(水島一友君) それでは次に、稲村功君。

〔10番 稲村 功君 登壇〕

10番(稲村 功君) 稲村功であります。3点についてお伺いいたします。

まず、北投石問題についてであります。

北投石は、町が2008年9月に朝日町環境ふれあい施設の指定管理者であった会社の社長の紹介で購入し、2010年5月に無断で持ち出されたことが発覚しました。町は11年6月、社長を入善警察署に刑事告訴し、同署は12月に書類送検し、ことし6月28日に不起訴としたものであります。

これを受けて、町長は、石の返還を求めて民事訴訟をしても費用や時間がかかり、金額の被害がないことから、これで終結したいとのことでありますが、町の財産を勝手に持ち出しておいて、お金で返せばそれで罪を免れるのか。町民の感情として大変釈然としないものがあるのであります。

検察審査会に申し立てする方法もあるのではないでしょうか。検討する余地はありませんか。富山地検の不起訴の理由は何でありますか。マスコミ報道では、起訴猶予と報じておりますが、不起訴と起訴猶予との関係はどうなのでしょうかお尋ねいたします。

北投石の2番目、今後のチェック体制についてであります。

堂々と町の財産が持ち出されたわけで、管理体制の甘さが指摘されても当然であります。 今後のチェック体制はどうあるべきか検討されておりますか、お尋ねいたします。

【答弁:商工観光課長】 2点目の学童保育、児童館との関係についてお尋ねいたします。

学童保育と児童館との関係について。

学童保育と児童館との関係は理解がなかなかなされていないようであります。学童保育の 位置づけをはっきりさせるべきでないか。

今回提案されている学童保育は、児童福祉法で言う放課後児童健全育成事業ではないでしょうか。児童福祉法第6条の3第2項、この法律で放課後児童健全育成事業とは、「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに……授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」となっております。

このことから、教育サイドと福祉サイドの連携が大変重要かと思います。

事業が複雑な様相でありますので、教育サイドと福祉サイドがしっかり連携を取り合って 運営することが大事だと思います。

町が運営委員会など地元住民の意見を十分尊重していくことが大事であります。同時に、 地元任せにするのではなく、指導員の確保と待遇改善などに町が環境を整えるために、継続 的に積極的に取り組むべきだと思いますが、来年度以降の展望はどうなっておりますか。

【答弁:住民・子ども課長】

- 3点目の職員の雇用についてであります。
- 1、女性職員の幹部職員への登用についてであります。
- 一般行政職員全体と女性職員の割合はどうなっておりますか。幹部職員の中での女性職員 の割合はどうでありますか。町役場は、町内の中でも最も従業員の多い職場であります。率 先して女性職員の幹部への登用を図っていくべきではないでしょうか。

2点目、障害者の雇用についてであります。

役場内での障害者雇用の実態はどうなっているか。職種はどうでありますか。法定雇用率は充足していると思いますが、教育委員会、一般職の中ではどうか。障害者の雇用も町が積極的に増やし、他の模範となるべきだと思いますが、どうでしょうか。

【答弁:町長】

以上3点についてお伺いいたします。	

再開します。			
	(午前1	1時56	5分)
〔休憩中〕			
	(午後	1時00)分)

議長(水島一友君) この際、暫時休憩いたします。休憩時間は約60分とし、午後1時から

議長(水島一友君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの稲村功君の質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

〔町長 脇四計夫君 登壇〕

町長(脇四計夫君) 稲村功議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、件名3、職員の雇用についての要旨(1)、(2)について、女性職員の幹部 職員への登用と障害者の雇用についてお答えをさせていただきます。

まず、女性職員の管理職登用につきましては、安倍内閣の新たな成長戦略として本年6月に策定されました「日本再興戦略」においても、女性の活躍推進が掲げられ、指導的地位に占める女性の割合の増加を図り、女性の役員や管理職への登用拡大に向けた働きかけを行うことが明記されております。

当町における女性職員の割合につきましては、本庁や病院など全職員327名中223名となっており、68%が女性職員であります。医療職や保育士等を除く事務職では、105人中41人の39%となっているところであります。

現時点では、事務職における課長あるいは主幹といった管理職に女性職員はついておりませんが、医療職等を含む町職員全体では、診療部長あるいは看護部長、看護師長など11名の女性管理職がおります。町の全管理職36名の30.5%を占めているところであります。

男女を問わず有能な職員の管理職登用は、男女雇用機会均等法等の観点から時代の求める ものであり、女性職員の占める割合からしても、今後、当町の事務職においても女性の管理 職登用を積極的に図ってまいりたいと考えております。

ただ、現時点においては、本庁の女性職員のほとんどが、就職してから、入庁してから20年に満たない20歳代から40歳代半ばまでの若手・中堅職員であります。経験年数や年齢構成等を考慮した場合に対象者がいないことから、管理職登用には至っていないのが現状であります。このことをご理解いただければと思います。

次に、障害者の雇用についてお答えをいたします。

障害者の雇用につきましては、障害者雇用促進法という法律がありますが、それによりまして、従業員50人以上の事業主が法定雇用率以上の割合で障害者を雇用するよう義務づけられているところであります。

法定雇用率につきましては、従業員数に対する障害者雇用の最低比率を示すものでありまして、本年4月1日にはその比率の改訂がなされております。地方自治体については、2.1%

から2.3%に雇用率を引き上げることとなっています。

朝日町におきましては、障害者手帳を保有する正規職員に加えまして、身体障害者を対象に臨時職員の募集・採用を行ってきているところであります。

現在、肢体不自由や心臓に機能障害をお持ちの方などに事務補助、施設管理、清掃などの 業務についていただいているところであります。基準日に当たります本年6月1日現在は、 法定雇用率を上回っているところであります。

今後とも、町といたしましては、率先して身体障害者や知的障害者等の障害者雇用を促進 していきたいと考えています。また、障害をお持ちの方が、ごく普通に地域で暮らし、地域 の一員としてともに生活できる共生社会の実現に向けて、鋭意努力をしてまいりたいと考え ているところであります。

【質問:件名3に戻る】

残余のご質問につきましては、	担当部署のほうから答弁をいたします。

議長(水島一友君) 次に、件名1、北投石問題についての要旨(1)、(2)を、大井商工観光 課長。

〔商工観光課長 大井幸司君 登壇〕

商工観光課長(大井幸司君) 稲村功議員の件名1、北投石問題についての要旨(1)、不起訴について、(2)、今後のチェック体制についてお答えいたします。

平成20年9月より環境ふれあい施設「らくち~の」に展示しておりました北投石が、当時の指定管理者、株式会社らくち一のの代表取締役により、町に無断で持ち出され、以後返却されないままの状態であることに対し、本件の真相解明、また北投石の返却を求め、代表取締役個人を被告訴人とする告訴状を平成23年6月7日に入善警察署長宛てに提出してきたことに関しましては、これまで再三にわたり議会でも報告させていただいているところであります。

先般、平成25年6月28日付文書にて、富山地方検察庁より今回の被疑事件については「不 起訴」とする通知が町にありました。

この通知により、2年を要した今回の刑事告訴事案につきましては結論が出されましたが、 町の今後の対応について、顧問弁護士とも相談するなど検討をしてまいりました。

その結果といたしまして、民事訴訟という選択肢もあるが、訴訟には費用や時間を要すること。町は北投石が返却されるまでの担保として、代表取締役個人から525万円を預かっており、実質的に町の被害がない。以上により、町が新たに民事訴訟を起こしても、勝訴するとは限らず、裁判費用等もかさむことから、この件につきましては終結したいと考えております。

今後、指定管理者に対し、備品の所在を明らかにするため、備品台帳の整備の徹底、利用者に配慮した施設としての適切な管理・運営について、さらなる指導・監督に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

		【質問:件名1に戻る)

議長(水島一友君) 次に、件名2、学童保育・児童館との関係についての要旨(1)、(2)、(3)を、中島住民・子ども課長。

[住民・子ども課長 中島優一君 登壇]

住民・子ども課長(中島優一君) 件名2、学童保育・児童館との関係について、要旨(1)、 学童保育と児童館との関係について、(2)、教育サイド、福祉サイドの連携について、(3)、 指導員の確保と待遇改善についてお答えいたします。

要旨(1)の学童保育と児童館との関係についてでありますが、放課後児童クラブに当たる、いわゆる学童保育は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に就学している児童に対し、授業の終了した放課後及び春・夏・冬休み、土曜日等の学校休業日に、家庭にかわる生活の場を確保し適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的としております。対象児童は小学1年生から3年生の児童であり、4年生から6年生の児童も含めることができるとなっております。

児童館や放課後子ども教室については、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図ることについては、学童保育も同様でありますが、対象となる児童に違いがあり、児童館は18歳未満の児童、放課後子ども教室は小学1年生から6年生の児童が対象となります。

なお、夏休み中の「あさひ野っ子さんさん広場」の実績については、登録児童数は、あさ ひ野小学校全児童151人中37人であり、7月25日から8月30日までの土曜・日曜日及びお盆の 8月13日から16日までを除く23日間、朝8時30分から夕方6時まで開設されております。

利用児童数は延べ417人、1日平均18.1人となっており、一番多かった日は26人、一番少なかった日は8人であり、低学年の利用が多い結果となっております。

また、南保地区における子どもの居場所づくり事業につきましては、夏休み期間が終了した9月2日より再開されております。

次に、要旨(2)の教育サイド、福祉サイドの連携についてでありますが、あさひ野っ子さんさん広場の開設に当たり、地元3地区の自治振興会長とPTA会長、あさひ野小学校長による「あさひ野っ子さんさん広場運営委員会」を設立するとともに、教育委員会や学校サイド、住民・子ども課サイドにおいても開設や運営に対して連携を図ってきており、今後につきましても、運営委員会の設置等により連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、要旨(3)の指導員の確保と待遇改善についてでありますが、あさひ野っ子さんさん広場において、指導員1名、見守り人4名で開設されており、引き続き「あさひ野っ子放課後

児童クラブ」でもお願いしていくこととしております。

なお、あさひ野っ子さんさん広場でお願いした指導員につきましては、今後は町の嘱託職員としてお願いするとともに、児童厚生員の研修に参加をしていただくこととしており、そのほかに、新たに指導員1名を募集したいと考えております。

N	\vdash	で	ਰ	
ハ	ㅗ	_	7	0

【質問:件名2に戻る	5]

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村議員。

10番(稲村 功君) 答弁順に、まず町長の女性職員の登用についてでありますが、今ほど現状をるる述べられまして、女性の占める割合が職員の中にも多いし、幹部職員の中では女性の幹部職員が少ないということが明瞭になっております。

女性の社会的進出等に比べて、やはり有能な女性幹部職員を登用することは非常に大事か と思います。町長におかれましては、いろいろと勘案されて、その旨努力されるようであり ますが、ぜひともその実現に当たっていただきたいと思います。

それから、障害者の雇用でありますが、障害者の雇用の法定の指数はクリアしておりますが、なおかつ障害者も地域の1人として、共生社会の実現に、働いてもらうためにも障害者の雇用を増やしまして、率先して他の模範になるように努力されることをお願いします。

いずれにいたしましても、将来の希望として町長が述べられたと思いますが、具体的な数字は今お持ちでありませんか、そこをちょっとお願いいたします。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

脇町長。

町長(脇四計夫君) 先ほども言いましたように、2.3%をクリアしているのは事実でありますが、その数というのは、先ほど本庁職員の数を言いましたので、それに掛けていただいて、 それ以上だというふうにご理解いただければありがたいと思います。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村議員。

10番(稲村 功君) すみません、将来考えているということでありましたが、さらにその実現をされるように希望いたします。これは希望に一応させていただきたいと思いますが、 具体的な年度数なんか、お持ちであれば披瀝していただきたいと思います。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

脇町長。

町長(脇四計夫君) この障害者雇用促進法というのが改正をされまして、第1段階としてことしの4月からこれだけの雇用というふうなことで、最終的には、27年4月からはまたこのような雇用をというふうなものになっておるかと思いますが、それについては、それをクリアするだけではなくして、議員言われましたように、障害者も健常者も、働く場を確保するというか、提供するということに差別があっては、私はいけないのかなと思いますし、将

来、身体障害者だけではなくして、知的障害者等も、どのような形で、どのような部署で雇用できるのか、そこらあたりも担当のほうと検討しながら、いずれにしましても、差別のない社会をつくっていくことに町長としては今後も努力をしてまいりますので、また議員等のご指摘、ご指導もお願いしたいと思います。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村議員。

10番(稲村 功君) しっかりとまた予定を組んで、着実に歩を進めていってもらいたいと思います。

次に、北投石でありますが、私は一応、今度の不起訴の処分について、報道されております起訴猶予とこの不起訴との関係についてお尋ねしたわけでありますが、黙って持ち出していって、後でお金を出せばそれで済むのかという、この釈然としない気持ちが町民の間にやはり根強くあるというのが、また私の接しておる方々の中では強いわけであります。

そこで、この不起訴の内容ですね。全く嫌疑なし、そういう不起訴であったのか、また新聞等で報道されております起訴猶予とはどういうものとしてつかんでおられるのか、そこらあたりちょっと答えてください。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

大井商工観光課長。

商工観光課長(大井幸司君) この件につきましては、その都度、弁護士と十分に相談しながら、町にとってどの方法が一番いいのかということを常に相談しながら進めてまいりました。

今ほどありました起訴猶予につきましては、検察官が選択できる1つの方法でございまして、疑いが十分にあり、起訴して裁判で有罪に向けて立証することも可能だが、特別な事情に配慮して検察が起訴しないことであります。比較的軽い犯罪で、本人が深く反省していたり、被害者と示談したりの場合に選択できるということになっております。

今回の不起訴の理由ということでございますが、これはいろいろと調書をとる段階でちょっと耳にしたことでございまして、今回の代表取締役が自分の私欲を増やすために持ち出したものではないということ。それともう1つは、既に525万円を被害弁済されているということ。そしてまた、代表取締役に前科がないなどにより、今回は不起訴という形で文書通知があったところです。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村議員。

10番(稲村 功君) 起訴猶予のことをやはりしっかりと説明なさらないと。報道では、これは報道が必ずしも正しいということは、それは、私は定かではありませんが、起訴猶予は、犯罪の証明は十分であっても、容疑者の情状などを勘案して起訴しないという方法だということでありますが、この点で、この報道の記述は間違いですか。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

脇町長。

町長(脇四計夫君) 検察庁のほうから町に届けられた処分については、不起訴ということの処分の通知が来ております。それ以外の活字はありません。そして、実質的には、これは起訴猶予なのだと。それはなぜかといったら、先ほど課長のほうから言いましたような理由等々で、起訴しても裁判を続行させる、耐えることが難しいというふうなことから、起訴猶予なのだけれども、不起訴という大きな枠の中に起訴猶予と、議員先ほど言いました嫌疑不十分だとか、全く他人だとかというふうなのと包含されている。新聞報道されたのは、新聞社のほうから検察庁に取材をされて、実質的には起訴猶予だということで見出しにそのようになったのではないかなと思っております。

いずれにしても、冒頭、議員から検察審査会への、もう一度審査してくれという手もあるではないかという話もありましたが、昨日もちょっと触れましたけれども、現時点で社長を裁判に上げて、しても、北投石は、返ってくる見込みはほとんどないというふうな状況の中で、検察審査会にかけても、それは時間をかけるだけだというふうに、弁護士とも相談しての話ですが、判断をしているところでありまして、新聞報道が間違いであるとは、私は言いません。しかし、検察庁から町に来た書類としては、不起訴処分とするとなっておるわけでありまして、そこらあたり、ご判断をいただきたいと思います。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村議員。

10番(稲村 功君) 町民の間に、非常に不信に思うのは、物を持ち出していって、後でお金を出せばそれで済むのかということなのです。普通、社会通念上、我々の生活上、こういうことは、私はやっぱり許されないことだと思います。泥棒して、後から弁済して、「堪忍してくれ」ということでは、だめだと私は……。しかも、町の財政を預かっておるところでそういうことが許されると、これは、やはり私は、この点に関してはいかがなものかと。新聞報道による起訴猶予ということであれば、犯罪を証明するに十分な証拠があっても、情

状などによって起訴猶予になったという点であれば、犯罪ということが一応証明できるが、 その容疑者の情状で不起訴ということで、そこのところの違いは、やっぱり大変違うと思い ます。検察自体も、犯罪は証明するに十分な証拠があっても、容疑者の情状でやるというこ とになれば、それはそれでまた1つの判断だと思うので。

私が何よりも恐れるのは、泥棒して、後でお金を出せば済むんだと。これは、十分に戒められなければならないことではないかということで、その点を憂慮するわけであります。

今ほど町長は、容疑者は軽微なものである。それから、犯罪を起こそうということではなかったということでありますが、その情状は、そういう面での容疑者の情状で理解して終結されるに至った。そう理解していいですか。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

脇町長。

町長(脇四計夫君) 議員もご承知かと思いますが、裁判に耐えられないということで検察 庁が不起訴処分にしたということであります。それで、町としては、「それじゃ、無断で持ち出したやつを、代金払ったから、それでよしとするんか」と。それは、世の中の法秩序を 無視することではないかという理論だと思いますが、検察庁が裁判に耐えられないという判断をされた。それじゃ、町長が相手のところへ行って、石を持って来るという、そのような ことは、法治国家ではできないわけなのです。

どうしても裁判所を通して、公権力を使って取り戻すしかないというようなことでありますが、裁判へ行く前の段階でそのような状況ですから、これは町としては、あと、民事訴訟という手がありますけれども、冒頭から答えていますように、民事訴訟をしても費用と時間がかかって、必ずしも石が町に戻ってくる保証はありませんよというのは弁護士の指導ですから、これ以上、それじゃ何をするんだと。もしやり方があったら教えてほしいですが、私どもは、今、もうこれ以上何をやっても石は返ってこない状況になっているということを町民の皆さんにも知っていただきたいなというふうに思っているところであります。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村議員。

10番(稲村 功君) 今回、この後の問題に移りますが、犯罪を証明するに十分な証拠があっても、情状でするということ。ここをしっかりと押さえておく必要があると思います。 それで、そのことをしっかり押さえないと、悪いことをしてお金を出せば済むという、そういう風潮を、これ、厳しく戒める。そのことが大事ではないかと。 これ以上はタッチいたしませんが、犯罪を証明するに十分な証拠があるということは検察 当局も認めておるわけですから、その点をしっかりと押さえた上で、矛をおさめるといいま すか、ということだと思いますが、そこは社会通念として、やはりあってはならんことがあ ったのだけれども、情状でおさめていくということ。そこの苦さといいますか、それをしっ かりと押さえた上でないと、後から、今もし仮に石が返ってきても、「放射能だ、何だ。大 したことないんじゃないか」というような、そういうことではあかんと思うのです。そのこ とをしっかりと押さえて、この石のことについていえば、黙って持ち出したのが、そこまで また類推できるわけでありますが、それなら、黙って持ち出した理由は、検察は何も言って いないわけですか。

議長(水島一友君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

脇町長。

町長(脇四計夫君) 検察庁のほうからは、先ほど、たびたび言っていますように、文書と して不起訴処分とするというだけでありますので、検察庁の中身を推測しても、これはまた 許されることではないと思います。

それで、先ほど課長のほうから言いましたように、そのようなさまざまな理由から社長を有罪にすることはできないと。裁判にかけて、裁判を維持することはできないというふうな判断が検察庁からなされているということでありますので、被疑事実が明白なこと、これについては社長みずから認めていて、返還の努力をして、それもかなわなかったと。で、迷惑をかけたから525万を町に担保として提供されたと。そこには誠実さが十分にあるというふうな判断をして不起訴処分になった。まさに議員が言われるように情状酌量の余地があるというふうなことで、そのような不起訴処分にされたというふうに私は理解をしているところであります。

議長(水島一友君) 稲村議員、同じ質問を2回、3回しないように、よろしくお願いいたします。

10番(稲村 功君) いいですか。

議長(水島一友君) 稲村議員、どうぞ。

10番(稲村 功君) 今後のチェック体制ですね。これを機に、どのような方法を講じられておりますか、考えておられますか。

議長(水島一友君) さっきも答弁にありましたけれども、再度確認をいたします。 答弁を求めます。 大井商工観光課長。

商工観光課長(大井幸司君) 今後、備品台帳等を徹底的に整理しまして、適切な管理運営、 さらなる指導監督に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村議員。

10番(稲村 功君) 管理、指導を徹底的に。同時に、やはり今回の事件を契機にして、 品物を買うときについても、しっかりと精査する。そこが大事なことではないかと私は思います。

この石を購入するときは私も議員でありまして、そのときは議会の議決を得てこの購入をしたのを覚えております。それは、ちょうどあのときは痛ましい事故がありまして、その汚名を返上するために購入したという経過があります。そのときは、決してやましいことのない、議会での同意で得たわけであります。それがこういうことになってくるというのは、これはやっぱり全て、購入するときも含めてしっかりとすることが大事ではないかと。石が正常なものであればこういう事件は起こらなかったと私は今度の事件を通じて、しかも起訴猶予の中にそのことが含まれておりますので、これはしっかりと心してチェック体制、それから購入も含めてしっかりしなければならないと思いますが、その点について、町長のご存念をお願いしたいと思います。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

脇町長。

町長(脇四計夫君) 議員が言われておられることを十分理解しておるかどうかわかりませんけれども、物を買うときについては、その物の正当な価格だとか、あるいは議会の議決だとか、必要なものについては全てこれからも慎重に取り扱っていく。これは当然のことでありますので、そのことによって、今回の事件が結びついておるのかということについては、私はちょっと疑問を感じますけれども、いずれにしましても、物品の購入にしろ、逆に売るときもそうだと思うのです。正当な価格よりも大幅に低い価格で売るということは、町の、町民の財産を処分するわけですから、いずれにしましても、議会に十分説明をして、その説明が不十分であれば議会から否決されることもあるというぐらいの決意でもって物事を進めていきたいというふうに考えております。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村議員。

10番(稲村 功君) 以上、質問は、一応終わったと思います。このことについて、いろ	
いろと当局に迷惑をかけましたかもしれませんが、私の意図するところを十分に酌んでいた	
だきたいと思います。	

以上であ	ります。
------	------

【蓬澤議員の質問へ移る	5]

議長(水島一友君) 次に、一般質問、蓬澤博君。

〔5番 蓬澤 博君 登壇〕

5番(蓬澤 博君) 5番の蓬澤博であります。平成25年第3回議会定例会におきまして、 ただいま議長のお許しを得ましたので、さきに通告してあります2件について質問をさせて いただきます。

第1点目は、危機管理についてであります。

朝日町民間賃貸住宅建設促進条例についてでありますが、本件につきましては、以前にも 質問しております。改めてその内容等について質問をさせていただきます。

この朝日町民間賃貸住宅建設促進条例は、昨年、平成24年10月31日に開催されました第4回臨時議会において提案され、成立した条例であります。

当初は、町内企業を町回りし、いろいろと心配事、要望事項等を聞いて回ったところ、アパートが少ない、社員住宅を探しているが、適当な物件がない等々、企業では社員が必要とする住宅や社宅に供する住宅がほとんどないとのことであり、平成25年度当初の人事異動に間に合うように、遊休町有地を利用して集合住宅、アパートを建設し、町内企業の抱える住宅問題の解決に、また町外への人口流出を解消し、定住人口の減少に歯どめをかけると同時に、定住人口の拡大の一助としたいもくろみがあったと認識をしております。

遊休町有地の解消と定住人口の拡大を目標とした、今まで当町にはなかった発想のもとに計画されたアパート建設でありましたが、提案から建設着工、工事完了、入居までに9カ月を要しており、さらに本年3月・4月の人事異動に間に合わず、当初の目的であった町外人口の流入、人口の定住にどれだけ効果があったか、甚だ疑問を感じております。

そこで、改めてお伺いをいたします。

本条例の提案当初の趣旨をいま一度説明していただきたいと存じます。提案とその結果に ついて、いろいろとお聞かせいただければと存じます。

また、他の案件でも何回となく質問しておりますが、本条例の住宅建設資金の貸し付けに関する事務手続の手順、フローチャートを説明していただきたいと存じます。本条例で定める種々の手続の手順、フローチャートがしっかりと整備され、担当者や課の皆さんが異動でかわったとしても、粛々と事務手続に疑問や滞ることなく事務処理がなされるよう、万全に態勢ができていると思っておりますが、いかがでしょうか。

今後、本条例によりまして、当局が第2、第3の町営住宅の建設計画があるのではと存じますが、町内企業の皆さんがどのような手続で申請、着手すればよいのか。しっかりとした

フローチャートあれば、	皆さんが安心して応募ができると考えますが、	いかがでしょうか。
		【答弁:建設課長】

第2点目は、朝日町のまちづくり計画についてであります。

いろいろな条例で当町のまちづくりの全体計画はどうなっているのか、どういう結びつき で存在しているのか、ご説明いただきたいと存じます。

今、朝日町では、図書館と明治記念館の一体的整備事業、五差路周辺開発整備事業、福祉会館周辺整備事業、そして最近はあまり議論されておりませんが、きょうの一般質問で笹原議員が質問しましたように、新消防庁舎建設整備事業等々、整備しなければならない事業がめじろ押しであります。

今後の事業展開で必要な資金は極力過疎債で賄う予定であると仄聞しておりますけれども、 今後の資金の調達計画と年度ごとの実質公債費比率について、改めてご説明をいただきたい と存じます。

平成24年度決算の結果、決算書の末尾に、24年度実質公債費比率は9.2%であり、健全であるという説明でありました。これは24年度の決算であり、今後さまざまな事業展開に伴い、必要な資金の調達にそごを来さないようにしなければいけないと考えております。そのあたり、どのように予定しておられるのか、ご説明をいただきたいと存じます。

【答弁:町長】

【答弁:財務課長】

また、まちづくりに関係する各課の意思疎通は十分なのか心配するところであります。まちづくり計画の取りまとめ、この取りまとめは大変重責を背負うわけなのですが、どの部署で取りまとめられるのかお教えいただきたいと存じます。どこに指揮官がいるのか。指揮官が見えない。指揮官はいるんだろうかと心配をしておりますし、町民の皆さんもそのような目で最近は見ておられるようであります。

朝日町行政組織規則では、まちづくりというか、総合計画という観点からすると、極めているんなところにその表現が出てまいりますし、曖昧であると思っております。曖昧のままに定められ、責任の所在がわかりません。

このような中でまちづくりが着々と進められているのかどうかわかりませんが、順々と進んでいる中で、これらを管理監督する町長、副町長は、さぞ大変な激務を担っておられると存じます。さぞかし大変だなと推測しておりますが、こんがらがっている糸は、こんがらがったままではいけません。ぜひここで、そのこんがらがった糸を解きほぐして、今後に邁進していただきたいと思います。

以上、	朝日町民間賃	貸住宅建設促近	生条例につ	いてとまちづく	(リの全体計画)	及び関係各課の)
意思疎通	負は十分になさ	れているのかの) 2 点・3	要旨について、	私の質問といか	たします。	

.....

議長(水島一友君) ただいまの蓬澤博君の質問に対する答弁を求めます。 脇町長。

〔町長 脇四計夫君 登壇〕

町長(脇四計夫君) 蓬澤博議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、件名2の朝日町のまちづくり計画についての部分についてお答えをさせていただきます。

これまで、町では、公共施設のあり方検討委員会という組織を立ち上げ、泊市街部を中心 とした公共施設全般のあり方を再検討するとともに、まちづくりの方向性について協議を行ってまいりました。

ご質問のところでありますが、そのような観点から、新図書館・明治記念館、五差路周辺 複合施設の整備を進めております。そこには図書館を初めとする文化・教育的なもの、そし て五差路周辺では賑わいだとかふれあいゾーンというふうな形で、町民がそこへ行って心を 休められる、そして買い物ができるというふうなまちづくりを考えて進めているところであ ります。

新図書館・明治記念館、五差路周辺複合施設、そしてあさひ福祉センターの再整備、これらを一体として泊市街部の魅力アップにつなげていきたいということで事業を進めているところであります。

新図書館・明治記念館の今後の整備に係るスケジュールでございますが、現在、設計業務が完了し、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事の入札中であります。手続が完了次第、議会の議決をいただきまして、9月末までに工事請負契約を締結したいと、このような手はずで進んでいるところであります。

工事の着手につきましては、10月半ばから。今年度は、敷地内の用水のつけかえだとか商工会館の取り壊し、そして図書館と一体的に整備します明治記念館についても着手をしてまいりたいと考えているところであります。26年度は、25年度に引き続きまして、図書館本体工事及び明治記念館の移設工事を施工して、建物完成を10月末には終えたいというふうな計画をきっちりと進めていきたいと考えておりまして、新図書館のオープンは26年11月を予定しております。

一方、五差路周辺施設については、7月末にJAの支所、そしてお隣、半分ほど土地を買わせていただきました家具屋さんの解体工事も完了いたしまして、現在は更地となっているという状況であります。

この五差路複合施設に入居されます商工会、社会福祉協議会、そして泊地区の自治振興会の事務所をあわせて今協議を重ねているところでありまして、その建物の設計についてもその3者等と協議しながら、8月15日に、設計を依頼しておりますところから成果品が届いてきておりまして、そのものにつきましても、3者の皆さんに協議をいただいて、協議を進めているところであります。

来年1月までには実施設計を終えて、26年度当初予算に五差路複合施設の建設費を計上させていただき、27年4月には使えるように完成を目指しているところであります。

その後、商工会が移転して、その時点で社協も移転しますし、自治振興会も移転を終えた 段階で、あさひ福祉センターの再整備として取り組んでいく予定であります。

議員、こんがらがっているとご指摘がありましたが、まちづくりは町の1つの部署だけで検討するものではなくして、また担えるものではなくして、朝日町の企画政策室、そして商工観光課、建設課、あるいは農林水産課だとか教育委員会等、関係部署が垣根を越えたチームとして連携し、取り組んできているところであり、今後もそのようにしていきたいと考えております。

これまでもそうでありますが、重要案件につきましては、三役会議を随時開催しております。町の方針だとか方向性だとかを検討し、そのときどきの課題についても協議をして解決策を検討しているところであります。そして、月1回の庁議もございます。また、関係課長間の協議もやっております。そのような中で意見を交わしながら、町全体として、どのような町民のための施設が、制度ができるのかというふうなものに取り組んでいるのが私の姿勢であります。

今後とも、各部署がそれぞれ考えることはもちろんでありますが、全ての部署において町の課題等をしっかりと見据えて、そして抱える課題、重要案件、まちづくりを着実に進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

【質問:件名2に戻る】

十石	コレノ	さまし	C 19'	担ヨの	部者のほ	まつから	合井での	366	ルシル	より。	

州夕1につきましてけ、担当の効果のほうから欠分をさせていただきます

議長(水島一友君) 次に、件名1、危機管理についてを、坂口建設課長。

〔建設課長 坂口弘文君 登壇〕

建設課長(坂口弘文君) 蓬澤博議員の件名1、危機管理についての要旨(1)、朝日町民間賃貸住宅建設促進条例についてお答えをいたします。

当町では人口減少と少子高齢化が続いており、活性化のためには人口の減少に歯どめをかけなければならないと考えております。

しかしながら、既存の公営住宅や民間賃貸住宅もほとんど空き部屋がなく、定住や転入の 受け皿となる住環境の整備が急務となっております。

公営住宅の整備も1つの方法ではございますが、所得基準などの入居制限があるほか、基本計画の作成から建築整備まで長い時間と多額の費用が必要となることから、町有地を低廉な価格で貸し出すことで、民間の力をおかりした賃貸住宅の整備を行うこととしたところでございます。

この賃貸住宅の整備に当たり、用語の意義や事業の対象者、町有地の貸付料や建設資金の貸付条件など必要な事項を定めたのが条例であります。さらには、条例を補完する施行規則 も制定しております。

この条例に基づいて、町が指定する町有地について公募を行い、賃貸住宅を建設しようと する事業者からは、事業計画の提案書など必要な書類を添えて応募していただきます。

提案書の内容を確認の上、公募した町有地1カ所につき複数の事業者からの応募がある場合には、1社に絞り込みを行い町有地の賃貸借契約を取り交わしますが、賃貸借契約の期間は30年を超えないものとしております。

また、建設資金の必要な事業者には建設資金の貸付制度もあわせて整備しており、条例に基づき、賃貸住宅を建設する事業者からの要望がある場合には、新たに予算を計上し、議会の承認を得た上で対応していくこととしております。

以上でございます。

	【質問:件名1に戻る】

議長(水島一友君) 次に、件名2、朝日町のまちづくり計画についての要旨(1)を、大村財務課長。

〔財務課長 大村 浩君 登壇〕

財務課長(大村 浩君) それでは、件名2の朝日町のまちづくり計画について、要旨(1) まちづくりの全体計画はどうなっているのかの、ご質問ありました、まちづくりの全体計画のうち、資金計画と返済計画についてのご質問にお答えします。

事業計画を立てる場合の資金計画としましては、一番最初には、有利な財源として、まず 国や県等の補助金を確保できるかを最優先に見きわめることにしております。その次に、補助金の対象とならない場合、交付税の措置のある有利な起債、具体的には過疎債を中心に活用することを考え、その確保に努めているところであります。

一方、その返済計画についてでありますけれども、今議会でも報告案件として提出しております平成24年度決算に基づく当町の財政健全化判断比率等報告書の中にもある実質公債費 比率が健全化の範囲で推移していくかの見きわめが一番重要であると考えております。

なお、当町の平成24年度の実質公債費比率につきましては9.2%となっております。これは 平成23年度の11.2%から2%下がっており、財政の健全化度がより保たれてきているものと 考えております。

しかしながら、今年度から着手しました旧五箇庄小学校跡地整備事業や図書館整備事業、パークゴルフ場整備事業、平成26年度から本格着手する五差路周辺複合施設整備事業といった大型事業の起債の償還につきましては、平成27年度から始まることから、今後公債費は順次増加し、平成32年度には起債の償還がピークを迎えるものと見込んでおります。

しかしながら、その後は、今回のような複数の大型事業を計画していないこともあり、起 債の新規発行がおのずと抑制され、起債残高は逓減していくものと見込んでおります。

なお、実質公債費比率のピークにつきましては、再試算しましたところ、平成30年度から32年度にかけて、おおむね14%台から15%程度で推移するものと見込んでおります。そのため、実質公債費比率が18%以上になると、公債費適正化計画の策定が義務づけられ、起債の発行には県知事の許可を受けることが必要となりますが、そのラインには到達しないものと考えております。

当町といたしましては、交付税措置のある有利な過疎債を今後も活用してまいりたいと考えておりますが、将来に過剰な負担を残さないためにも、事業の厳正な選択と借り入れ総額の見きわめが重要であると認識しており、今後も引き続き、健全な財政の運営の維持確保に

以上です。	
	【質問:件名2に戻る】

向け取り組んでまいりたいと考えております。

再開いたします。		
	(午後	2時03分)
〔休憩中〕		
	(午後	2時15分)

議長(水島一友君) この際、暫時休憩いたします。休憩時間は約15分とし、2時15分から

議長(水島一友君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) まず、まちづくりについてから再質問をさせていただきたいと思います。

まず、財政課長にお聞きしますが、先ほどおっしゃった見直しした中には、新消防庁舎の 建設費等はどういうふうな、入っているかどうかということ、大体どれぐらい見込まれたか ということを教えていただきたいと思います。

議長(水島一友君) ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

大村財務課長。

財務課長(大村 浩君) 新庁舎の建設計画が入っているかというご質問でしたので、もちるん、この建築費については一定の額を見込んでおります。

ちなみに、去年の10月の全員協議会のときに、ざっくりとした形で6億円という形で入れ させていただきました。あと、今回、いろいろ試算した中で、ちょっと細かい試算をしまし た。というのは、ご承知のとおり、消費税が上がるというふうに見込みましたので、その分 も当然見込んだ上での、具体的に言いますと、5%から10%になったということを想定して 6億円を6億2,900万という形で試算をしております。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) 消防庁舎の建設資金は予定をされたということ。これはまず安心の1つでありますが、それでは、けさほど笹原議員が質問した中で、今度は29年度までという形で町長が説明をされました、庁舎のですね、建設について。今までは27年度までという説明で、2カ年先送りされているんですよね。この間は、今まで、2年間先送りというのは、明確には聞いていないのですが、どういう形でこういう先送りされたのでしょうか。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

脇町長。

町長(脇四計夫君) 答弁の中で、「29年度までの国の財政措置がある間に」という意味で言ったつもりでありまして、言葉がそのような誤解を招くようでありましたら訂正をさせていただきます。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) いや、訂正は特にいいのですが、要は財政措置がある間に建設したい ということでありますよね。それが今の段階では29年度までにという形でインプットされて おるという理解でよろしいのでしょうか。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

竹内副町長。

副町長(竹内寿実君) 最大の財政支援を受けるためには、29年度まで完成ということでございます。それと、今後、先ほどの一般質問でもあったわけでもありますけれども、いろんな用地の、選定の場所とかいろんな問題が出てくると思います。そういった問題をクリアできれば、できるだけ早目の姿勢は持っておるわけでありますけれども、確実な、いわゆる安全ということを観念に入れまして、年度を考慮しているところでございます。

以上であります。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) まちづくりという観点から言いますと、昨年の今ごろは、消防署はここがいいとか、あそこがいいとかという議論が百出しておったわけですね、図書館の問題も絡め。その中で図書館が違う場所へ行った。消防署は、今度は逆に宙に浮いてしまったと。で、建設だけ29年、財政措置のある間にということでありますが、じゃ、具体的に用地選定、今後どういうスケジュールで行われるのでしょうか。まちづくりの中での話でお願いします。議長(水島一友君) 答弁を求めます。

竹内副町長。

副町長(竹内寿実君) 昨年ですか、図書館の選定、場所も含めつつ、例えば仮に役場の横の候補地あたりも、いろんな図書館の候補地なり、また例えば、仮に消防署の適地とかいろんな議論があったわけであります。そういう点、図書館の用地というものを、いろんな、輻輳してもやっぱりなかなかせんものですから、図書館のところをより重点的にやって現在図書館が商工会館跡地に建設ということになっております。

そういう点、先ほども質問ありましたけれども、消防署の庁舎というのは安全・安心におきましても非常に重要な案件でございますので、これからも鋭意、図書館、また五差路につきましても、ある程度その方向性が、入札も契約にも近づいているわけでありますので、次の段階として鋭意消防署の建設についても議論していかなければならんと考えているところ

であります。

以上であります。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) 隣町入善町では、昨年から消防庁舎の用地をどこにしようかということで、二、三カ所挙げて、議会とも協議しながら場所を決定していくというカテゴリーを経ておられます。

当町の場合、いろんな施設をつくる場合も、最初から1点集中方式で提案してこられる。 それで空回りすると、雲散霧消してしまうという事例が非常に多いわけです。

今度の消防新庁舎の建設についても、用地については慎重に、1カ所に絞るのではなくて、 複数箇所を絞った上で議会に相談していただければ、また議会は地元の皆さん方といろいろ 相談をするだろうし、そういう方式で候補地を挙げていただければと思います。これは要望 といたします。

その次に、図書館をつくるには商工会館が壊されなければつくれない。で、以前から、12 月議会、3月議会でも、6月議会でも質問させていただきましたが、原因者負担ということ について、例えば引っ越し費用であるとか、仮設に移るのであれば、その間の家賃であると か、いろいろと協議しなければいけないということで協議しておられたと思いますが、今の 状況はどういうふうになっておりますか。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

小杉企画政策室長。

企画政策室長(小杉嘉博君) 現在の町と商工会との状況でございますけれども、今、引っ越し費用というお話でございましたけれども、商工会と何度も議論を交わしまして、今月に入りまして、設計委託をしておりますので、それの図面関係といったものを話ししたり、あと、商工会館を壊して五差路の複合施設のほうに入るというような話なり、商工会が必要な事務所等の面積を確保するといったこと、また倉庫も確保してほしいといったような基本的な事項について、今、町と商工会、そしてあわせて自治振興会、社会福祉協議会といったところも含めて、大筋の合意を得たというところでございます。

基本的には、そういう了解をいただいておりますので、これに沿って五差路の複合施設に ついて進めさせていただきたいというふうに思っております。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) 昨日、おとついと商工会へ伺ったりして、いろいろと聞いてきておりました。今、小杉室長がおっしゃるとおり、大筋合意を得たということも内聞にしておりますが、いい方向でおさまったなと思っております。室長、本当にご苦労さまでございました。

そうすると、今度は図書館・明治記念館一体整備ということでありますが、これはどうなのでしょうか。その約束文書、契約書というのか、覚書というのか、どういう形になるかわかりませんが、それを調印されないと、図書館の工事契約であるとか、9月30日が1つのタイムリミットになっていると思うのです。そのあたりは、今、どういう現状にあるか教えていただきたいと思います。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

竹内副町長。

副町長(竹内寿実君) 今小杉室長が言いましたように、大体概略は、商工会とは大筋の合意をいただいております。もちろん建物の配置的なことも含めまして、移転に関するいろんな契約につきましても、了解をいただいているところでございます。

そういう点、議員の各位にもある程度の概要的なものをご説明した後、調印という形に持っていきたいと思いますので、実はきょう、本会議の終わった後、議員の各位にもそのへんの理解を賜りたいということで、時間を議長さんにお願いしておるところでございます。

以上であります。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) はい、ありがとうございます。

もろもろ、るる承知の上で質問しておりますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと話は飛びますが、ことしの春、小杉室長のほうから軽四自動車を使った移動販売車を導入して、主に最初の趣旨、今もそれが表面的なものでありますが、笹川地区、泊地区の買い物弱者、高齢者の多い地区にその車を展開して、物販等を行いたいということであります。

今、その車両は発注済みであると思うのですが、現在のその車両の加工といいますか、改 装の進捗状況、それとその移動販売車を運行するに当たって、どの団体が運行するかいろい るとリストアップされていると思うのですが、その中で食品衛生法上の免許、資格要件があ るのではないかと思います。このあたり、どのようになっているかということと、そういう こと等を今、その事業に参加したい団体にきっちり話をされているかどうか、教えていただ きたいと思います。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

大井商工観光課長。

商工観光課長(大井幸司君) 車両の購入につきましては、10月末日をもって納入されることになっております。

車両は確保してあるのですが、そこにラッピングするデザインにつきまして、現在、専門家の意見を伺って、朝日町にふさわしい、わかりやすいラッピングを検討しているところでございます。

今ほど言われました衛生管理上の件につきましても、もちろん車両が合致しなければいけませんし、販売する方もそれぞれの資格が必要でございます。

それぞれ今予定しております団体の方々は、ある方はその資格をお持ちですが、その生鮮 食品を持って売るという営業許可、これは新川厚生センターの資格を取る必要がありますの で、その旨をとっていただくように指導しております。

もう一方の団体につきましては、その資格は全く今持っていませんので、早急に厚生センターのほうで研修を受けてその資格を取っていただくよう、現在お願いをしているところで ございます。

資格がない限り、幾ら要望されてもその方々に貸し出すことができないので、衛生法及び 営業法のそれぞれの資格を取ってもらうことが条件になります。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) その資格要件がいろいろとあるということ。片や資格を持っておられます。ただし、物品販売の資格はまだないと。もう1団体ですか、両方とも持っておられないということでありますが、これは車両を入れてそういう事業を行うというときに、既にそういう免許要件があるんだよということをわかっていたわけですよね。今お聞きしたいのは、手を挙げられたときに、しっかりと説明をされたか。そろそろ車が入るので、あわてて説明をされたか。いずれなのかということをもう一度お答えいただきたいと思います。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

大井商工観光課長。

商工観光課長(大井幸司君) 事業計画時に移動販売をしたいという方の意向調査を行いま

して、そのときには既にその2つの許可が要るということはわかっておりましたので、それ ぞれの旨を説明しておりますが、一方の方につきましては、2つの資格とも持っておいでで なかったものですから、そこらあたりしっかりと指導して、ことしはちょっとモデル的にや りたいという考えでございましたが、モデル的であったとしても資格が必要でありますとい う旨をきちんと伝えてあります。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) そのあたりの指導を偏りのないように、できれば両方の団体に運営してもらうのは一番いいと思います。そういう中でしっかりとやっていただきたいと思いますが、仮にその2つの免許要件が満たされなければ、10月末納車ということであっても、今度はその車両にチェーンを履かなければ奥に入れないという時期に差しかかるわけなのですが、そのあたりはどういう対応をされますでしょうか。その資格要件ということも含めてです。議長(水島一友君) 答弁を求めます。

大井商工観光課長。

商工観光課長(大井幸司君) 現在衛生法の資格を持っている方につきましては、10月末までには資格を取っていただけるという大体の目安がついております。それが11月1日から即運行できるかということは、ちょっと11月の初旬にはそれぞれのイベントがございますので、それぞれの会場で物品販売をされると思います。ですから、曜日とかそういうものを見きわめながら、なるべく早い時期から運行できるようにこれからも協議していきたいというふうに思います。

議長(水島一友君) 冬場の運行について……。

商工観光課長(大井幸司君) 11月の頭ぐらいから行きますし、一応4WDの車を考えておりますが、ただこれは方法にもよりますけれども、そんな奥に行かずに、できれば公民館単位とかそういうところで販売していけるような方法も検討しなければいけない。特に冬期間は、歩いて来られる最大限のところに集まってもらうような方法も考えなければいけないというふうに思っています。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) 特にことし、その事業の初年度であります。初年度が一番大事でありますので、今、後段で答弁されました、できればどこかに集まっていただくということ、そ

れと2つの事業団体であれば、2つの事業団体でいろんな、何といいますか、当番であるとか、カリキュラムをしっかり組まなければいけない問題等があります。

ただし、この車両は、あくまで初年度は特に注意しなければいけないのは、買い物弱者、特に笹川地区、泊地区という場所が限定でついているだけに、そのあたりを慎重に取り扱わないと、「2つの事業者に任せたんだから、どこでもどうぞ」というわけにはいかないんですよね。あくまで笹川地区、泊地区ということが重点でありますので、そのあたり、決して混同しないで、きっちり交通整理した上で運行を行っていただきたいと思いますが、それでよろしいですよね。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

大井商工観光課長。

商工観光課長(大井幸司君) 事業趣旨にのっとってやるのは、もちろん基本だというふうに考えておりますので、そこはしっかり指導していきたいと思います。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) はい。じゃ、まちづくりについてはこのあたりで質問を終えさせていただいて、最初の民間賃貸住宅建設促進条例であります。

当初の提案の趣旨はわかりました。ただし、昨年10月の臨時議会のときは、早急に対応して年度末、年度明けの人事異動に間に合わせたい。そういうことで提案がされて、議会も、じゃ、すぐにやりましょう。条例、規則もちゃんとみてやりましょうよといって成立されたものであります。

しかしながら、きのうの代表質問の答弁で、残念ながら6月にずれ込んでしまいましたという表現でありました。なぜこういう事態に至ったのか、ご答弁いただきたいと思います。 議長(水島一友君) 答弁を求めます。

坂口建設課長。

建設課長(坂口弘文君) 民間賃貸住宅は、先ほどの答弁でも申し上げましたように、町と 民間の活力を、力を合わせて町の課題に対応したいというふうに考えてつくったものであり ます。全国的にも例が幾つかあったのですけれども、実際に成功したのは1つだけというよ うなことを聞いておりました。その中で、町は企業の誘致とかそういう問題もございますの で、できるだけ早く、先ほども議員のご質問がありましたように、年度内に完成できないだ ろうか、そこを目指して頑張りたいというふうにご説明をしたところでございます。 ただし、言いわけがましく申し上げますけれども、やはり初めてでありまして、少し想定外ということも出てまいりました。

これまでに時間がかかりましたことを少し時系列に申し上げますと、10月31日に議決を得た上で書類を整えまして、公募を行いました。その公募期間は約1カ月としております。提案がありましたその公募を、今度は提案者のほうからヒアリングをいたします。ヒアリングをして内容を確認した上で、その提案内容がよろしいとことであれば、今度は事業者さんに対してその土地の賃貸借契約を交わすための手続に入りますが、ここで約一月かかりました。その後に、土地の賃貸借契約をした上で、今度は民間のお力のほうになるわけでありますけれども、提案の内容に基づきまして、詳細設計をお組みになります。この詳細設計を組んだ上で、次には確認申請というような作業が出てまいります。アパートですから多くの人命を守らなければいけないということもございますでしょうが、確認申請に約2カ月かかりました。

この結果、着手できたのが、一番早い会社で2月の中旬、もう1社は3月になってからというところでございます。実際の工事は約4カ月かかりまして、工事は完成したわけでありますが、完成した後の検査、県の検査でありますとかそういうものに、また約1カ月要し、最終的には6月いっぱいかかったというところでございます。

これら工程については、ある程度想定をしていたところもありますが、それ以上に想定外 というところも含んでいたというところでお含み置きをいただければというふうに思います。 議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) 今の説明は説明として伺いますが、今回、賃貸住宅建設に当たった2 社、それぞれ足を運んでいろいろと話を伺いました。そうした中で、昨年の7月6日という 日付が入った文書が素案として、片方の会社にあるんですよ、残っているんですよ。この段 階で、こういうアパート建設の話をやっているので準備しておいてくださいねという話とい うふうに私は理解しております。で、いろんな条例案であるとか提案書の文書であるとか、 全部コピーをいただきました。

何か腑に落ちないんですよ、今の課長の説明で。いや、こういう理由で時間差、時間おくれが発生しましたと。だから、そのあたり、釈然としないものが非常にあります。当町の事業についてはそういう面が非常に多いものですから、改めてこの問題だけに目を向けて今質問をしているわけであります。

いろいろと質問したいのですが、じゃ、原点に立ち返って、事務のフローチャート、貸し付けに関するフローチャート、ありますか。整備されているかどうか教えてください。 議長(水島一友君) 答弁を求めます。

坂口建設課長。

建設課長(坂口弘文君) フローチャートと言われるものは規則の中に書かれております。 この規則がフローチャートといえば、フローチャートだというふうに思います。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) ほかの案件でも、「フローチャート、ありますか」と聞くと、「あります」と。過去は全部そのように。

確かに施工規則を読めばその手順どおりに仕事ができるようになっていますが、担当者、 係が「あっ、ここまで終わった。ここまで終わった」というチェックリストですよね。事務 手順をわかるようにしたものがあるかということなんですよ。

今までほかの仕事についてもそういうものは全然ないというふうに私は理解しておりますが、改めてこの条例について、そういうものをつくる気はありますか、ありませんか。 議長(水島一友君) 答弁を求めます。

坂口建設課長。

建設課長(坂口弘文君) ほかの事業、うちの課にたくさんあるわけですけれども、その都度、チェックリストみたいなものはつくっております。

この民間賃貸住宅につきましても、今、第1号の事例でありますが、今後、また次なる職員がそれを確認できるようにつくってまいりたいというふうに思います。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) きのうの代表質問の答弁でも、「今度は単身者用のアパート、できれば」という話であります。そのときにも当然同じようなことが問われると思いますので、ぜ ひ早急に整備をして備えていただきたいと思います。

では、質問の趣旨を変えますが、建設資金の貸し付けの契約書というか、規則の中に貸し付けの利率という表現があります。これは町長が定めるというふうになっておりますが、当然この利率を含めた償還期間であるとか金額であるとかという契約書案の稟議は建設課から上がるものだと思っていますが、その際、利率の欄は空欄で当然出てくるのだろうと思いま

すが、どうなのでしょうか。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

坂口建設課長。

建設課長(坂口弘文君) 規則の中にも書いてございますが、建設した住宅を担保として提出するということになっております。建設、いわゆる完成した後にその貸し付けの契約を交わすというようなことになります。したがいまして、利率については上下いたします。上がったり下がったりするわけでありまして、そのときの利率を参考にして、今ほどおっしゃいましたように、町長に相談をしながら、そこを決めていただくということになります。

契約書を交わす前に、事前に申請書が上がってきた段階で、そのへんの協議はさせていた だいておりまして、契約書そのものを交わすときには、その利率は書いて、相手方との確認 をして契約を交わすということになります。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) その流れはわかって質問しているわけなのですが、違う答弁をされて も困ります。利率は、当然、最終決裁権者のところで、これだけという内示を得て、業者さ んにこれだけの利率でいかがでしょうかという話だと思います。現実に今、その書類はそう いう流れで回っているわけですね。実行日が26日というふうに聞いております。

そうすると、本当に不思議なのは、昨年の12月補正で3,800万の貸付金の補正、出ているんですよね、予算補正が。で、実行は25年9月になるわけです。じゃ、これまでの間、何だったのか。12月に補正を上げる必要があったのかどうか。

補助金はあってもいいと思いますよ。一桁違う貸付金は、なぜ昨年の12月に計上しなければいけなかったのか、提案しなければいけなかったのか。それも 1 社分だけですよね、結果的に、昨年の12月に上がっている分。このあたり、なぜこういうふうになったのかご説明いただきたいと思います。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

坂口建設課長。

建設課長(坂口弘文君) おっしゃいますように、実行されるのは建設が済んでからでございますので、その直前でも予算を計上することは可能であります。なぜ最初の契約のときに補正予算を組んだかというところでありますが、町のほうとしては、初めての条例をつくったわけでありますので、貸付制度についても、その企業、事業者に対しては、町がこんな準

備をしていますというアピールは当然したいというふうに感じておりました。その中で、2 社同時に土地の賃貸借契約をいたします。当然予算を、貸付金を含めてですが、計上するわけになりますが、不用額等が、計上していても大きな不用額が出てしまうと、それこそどんな確認をしていたかというふうなお話になりますものですから、予算計上する前には、念を入れて、貸し付けの必要があるかどうか、それは確認をさせていただいております。また、今回の場合は、途中で新年度の予算編成という時期もございましたので、その段階におきましても、慎重にそのへんのご意向を確認しております。

そういう意味では、貸し付けを希望されています1社につきましては、貸付金を計上させていただいたということでありまして、実際は補正予算、急いで計上しなくてもよかったのかもしれませんが、町の姿勢として、そのへんは計上させていただいたとご理解をいただければと思います。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) あまりきれいな文書にしていただきたくないのです。

冒頭にも申し上げましたように、そしてまた、きのう町長が、3月、異動に間に合いませんでした。残念でしたということをおっしゃることから類推すると、本来は3月末に完成して、人事異動に間に合わせたかった。そういう案件であるからこそ12月補正に上がって、適正な処理をされているなと思ったんですよ。あに図らんや、今の状態であります。それはそれでよしとするわけではありませんが、本来きちっとすべき問題であるということを念じていただきたいと思います。

もう1つ、貸付金の利率について、正式に手続をされた会社に利率の内示が行ったのは、ことしのお盆明けというふうに伺っております。同じ時期に貸し付けをどうですかと電話照会された会社は、「利率は?」と聞かれてもノーアンサーであったと言っているんですよ。本当は借りたかったのです、私の聞いている利率であれば。コピーを持っていますから言えますけれども、その利率であれば、「あっ、いい利率だね」と言っているんですよ。

じゃ、なぜことしの9月、この9月にそういう案件が上がってこないのか。6月でもいいんですよ。電話照会でしか、「貸付金、借りますか、借りませんか」と言っているのです。 片方は書類が行っている。こんなアンバランスな取り扱いをなぜ当局がされるのかということを、もしくは課長のところにその報告が行っているのか、行っていないのか。その点からも含めて答弁をいただきたいと思います。 議長(水島一友君) 答弁を求めます。

坂口建設課長。

建設課長(坂口弘文君) 先ほども申し上げましたように、貸し付けのご意思があるかどうかにつきましては、両者、2社がありましたけれども、どちらもお会いしまして、面談して確認をしております。しかも、利率の率につきましては、先ほども申し上げましたが、貸し付けをするときの利率が変動しますものですから、その正確な利率については申し上げることができないというのもお伝えをしてあります。

ただし、銀行から借りるよりは安いのではないかなというお話はしておりますけれども、 正確な、いわゆる町が参考にしております利率が上下するものですから、その段階で明確な 利率を申し上げることができないという説明はさせていただいております。

議長(水島一友君) ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤議員。

5番(蓬澤 博君) ここであんまりやりとりしたくないのですが、片方は、電話で照会して、希望します。おおむねこれくらいですという話で書類が行っております。片方は、おおむねという中では、利率の数値は一切出てこなかったと私は聞いております。

言ったかどうかという話になりますので、あんまりこういうところでやりとりしたくないのですが、片方は念を押して、書類を出していると。片方は何も、電話取材だけで、「利率は?」と聞かれてノーアンサーだったので、「借りる気はないね」という話になってしまったと。

この不都合さは、不自然さは、どうしてもぬぐい去ることができないんですよ。だから、 フローチャートがあるか、どうやって事務処理しているかということを聞いているのであっ て、そのあたり、もう一度明確に答弁お願いします。

議長(水島一友君) 答弁を求めます。

脇町長。

町長(脇四計夫君) 議員がどのようにお聞きをされておられるかわかりませんけれども、 私が把握しておるところでは、1社については借り入れの申し込みが当初からあった。もう 1社については、私のところは取引銀行から借りますからいいですというふうに私は報告を 受けております。

ですから、先ほど来課長が言っていますように、利率については、双方ともそのようなことは、説明を聞いておるわけだし、当然、理解をしてくれておる。たまたまその時点での貸

付利率がこれだけだったと。「それじゃ、私とこ、借りたい」というお申し出があれば、またそれはそれで対応もできるかと思いますけれども、それ以後、私のところには、正式には借り入れの申し入れがないと。お聞きをしておりません。

それと、金利につきましては、課長が言っていますように、建てたアパートを担保にして お貸しをするわけなのです。そうすると、契約の日にちでもって、その直近の市場金利のマ イナスをどれぐらいにするかぐらいのところだろうと。もちろん、私に事前に協議がありま して、「それじゃ、それで行こう」ということでありますので、当初から契約書にそこを入 れるわけにはいかないということは理解していただきたいと思います。

以上です。

議長(水島一友君) 時間になりましたが、要望があれば発言を許します。

5番(蓬澤 博君) ここでやりとりはあまりしたくなかったのですが、こういう問題が発生することが多過ぎます、朝日町は。ですから、あえてフローチャート、事務手順をはっきりしてください。担当者に全員持たせてくださいと言っているのはそういうところでありますので、今後類似の事例が発生しないように、細心の注意を払って事務処理、事務手続を執り行っていただきたいと思います。これは要望であります。

以上です。

議長(水島一友君) 以上で一般質問を終了いたします。

議案の委員会付託

議長(水島一友君) お諮りいたします。

上程されております、認定第1号 平成24年度朝日町一般会計歳入歳出決算から認定第9号 平成24年度朝日町病院事業決算まで及び議案第53号 平成25年度朝日町一般会計補正予算(第2号)から議案第56号 林道災害復旧事業 林道烏帽子山線8号箇所工事請負契約変更に関する件までの13議案は、これを朝日町議会会議規則第38条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長(水島一友君) ご異議なしと認めます。

よって、上程されております認定第1号から認定第9号まで及び議案第53号から議案第56号までの13議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

次会の日程

議長(水島一友君) 次に、次会の日程を申し上げます。

14日、15日、16日は休会とし、17日は民生教育委員会、18日は総務産業委員会を開催し、19日は総務産業委員会、民生教育委員会の両委員会を開催いたします。また、20日は議案調査日とし、21日、22日、23日は休会とし、24日は本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

散会の宣告

議長(水島一友君) 本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 2時54分)